



調査団の一行（霧多布湿原にて）

— 目 次 —

年頭所感……………梶井 功（4）

特集 北海道浜中町酪農現地調査（その2）

JA浜中町における酪農経営と大規模酪農
—世界一クリーンな環境で牛乳を作る—……………服部 信司（10）

JA出資型農業生産法人“酪農王国”の設立
—JA浜中町による酪農経営支援の到達点— ……………谷口 信和（20）

浜中町における新規就農の仕組み—その先見性、先進性……………小林 信一（31）

浜中町における新規就農の仕組み「補論」……………梶井 功（37）

緊急報告

TPPシンガポール閣僚会議の顛末 ……………首藤 信彦（40）

トピックスシリーズ“世界の食料と農業⑮”

ベトナムの食料・農業……………辻 一成（45）

〔時評〕 特定秘密保護法と「知る権利」・「知る義務」—TPP交渉を念頭に ……（KK）（2）

☆表紙写真 アゼチ岬に放牧された乳牛 編集部
「農村と都市をむすぶ」2014年1月号（第64巻1号）通巻747

特定秘密保護法と「知る権利」「知る義務」——TPP交渉を念頭に



TPP交渉は政府が徹底した情報秘匿を貫いたために、何がどう問題になっているのかが全く見えない状況が続いた。そのため報道は一般論と推測にとどまるか、関税撤廃の例外品目をどう提案するのかといった日本側の問題に傾斜していた。少数ではあれ気骨と取材力のある記者達は全力で取材をしていたものと推測されるが、大手新聞社の全てがTPP推進で一致している状態では、取材の成果が紙面に表れなかったのかも知れない。

しかし特定秘密保護法の下では、「特定秘密」の対象となる外交事項の取材をめぐっては、報道関係者の取材は事実上、犯罪となる。取材の自由に十分に配慮する(法二一条)と法文に書かれてはいても、その記者に情報を提供した者は一〇年の懲役に処せられるのであるから、論理必然的に取材の自由はないことになる。

特定秘密保護法は防衛、外交、スパイ、テロの四領域のどれかに多少でも関わっていれば当該省庁の長が自らの判断だけで「特定秘密」と指定し、六〇年間に渡ってその情報の存在を秘し、それに接近しようとした者を刑事罰で罰し、期限切れ時点でそれを廃棄してしまうことができる仕組みである。与党の政治家と官僚にとって、

国民を「依らしむべし、知らしむべからず」の状況に留めておき、政策の決定過程・運用実態について都合の悪い事実を表に出さないで済むこの仕組みは極めて有難いものである。逆に国民にとっては重大事態について基本的事実を知ることができず、政府に都合よく解釈しデフォルメされた情報だけが流されるのであるから、大本営発表と変わらない状態になる。自分が話している話題が「特定秘密」に該当するかどうか、それを話題にすることが刑事罰の対象になるのかがわからない状況の下では、官庁が国民に知らせたいと判断した情報以外及び腰の報道に終わってしまう。現行の「公務員の守秘義務」を超えて、わざわざこうした法律を作ることは官僚と与党政治家の短期的な利益にはなっても、世論・マスコミの監視から自由になった国の暴走をチェックする機構が働かなくなり、官庁・与党政治家自身にとっても他省庁の重要情報が入らなくなるだろう。

言論の自由がなく、機密事項の多かった戦前には、権力に対するチェック機構がなく、国が無謀な侵略戦争をやすやすと始めてしまうことが可能であった。「戦争は日本が始めた」という当時から広く知られた事実を、どの新聞も書くことができずに、国民的な戦争支持が達成されてしまったのであるが、その事態に全責任を負っている陸海軍間で、あるいは師団間で情報を秘匿しあい、お

互いにどれだけの石油を保有しているのかさえも知らずに希望的観測にもとづいて作戦を立てるといふ状況も避けられなかった。憲法はその痛苦な歴史を繰り返さないために、国家を規制するさまざまな仕組みを整備し、なにかんづく言論の自由を重視したのである。国家の暴走を制御することを期待されている国民の「知る権利」は同時に「知る義務」でもあり、国家に対する監視機能を国民が責任をもって担うことが期待されている。選挙で大勝した自民党はこうした律儀な憲法的規範をかなぐり捨てて、言論の自由の制限に突き進み始めている。その口実として「アメリカから機密立法が求められている」と繰り返しているが、アメリカの知日派達は安倍内閣の復古的・戦前親和的政策に大きな危惧の念を表明しているのである。

先の衆議院選挙によって地滑り的な大勝を得た安倍内閣は、いよいよその本性をむき出しにしてきた。日本版NSC（国家安全保障会議）法、集団的自衛権の解釈変更、情報隠しのままのTPP交渉推進等が目立つが、その手法は、①出まかせ発言による雰囲気作り（「放射能流出は完全にブロックされている」と世界に向かって公言）、②慣例無視の強引な人事権行使（法律行政に経験のない集団的自衛権論者の法制局長官指名、NHK経営委員への安倍関係者の起用、国家公務員人事への内閣府の

権限強化）、③省庁権限の内閣府への集中（減反廃止を含む農政の重大事項の内閣府主導による決定）等である。

おりしも中国が防空識別圏を設定した。民間航空機の安全にも影響するこの問題については、ただちに「特定秘密」に指定され、政府発表以外は報道されなくなるであろう。航空識別圏が領空とは全く異なる概念であること、日本が領空を大きく超えて一九六八年に勝手にそれを設定していることなど、この問題を冷静に判断するための情報が今はまだ報道されているが、特定秘密法の下では対立を煽る防衛省発表記事だけが流され、両国民の意識が相互に対立する方向へと大きく誘導されてしまう恐れが大きい。中国発表と食い違う政府情報を検証しようとして正確な取材を意図する記者は関係公務員を縛る懲役の壁によって跳ね返されるであろう。

軍事・警察に関わる情報の中に当面公表すべきでない問題が少なからず存在することは誰も否定しない。しかし安倍内閣はそうした当たり前の問題を口実にして、国民の知る権利を奪い、国家権力者にフリーハンドを与える仕組みを系統的に整えようとしている。最近の農業政策構想の大きな変化やTPP交渉の経緯から見ても、農業界にもその影響は確実に及ぶのではないか。作られた法律の早期の廃止を目指して、「特定秘密」の是非について萎縮することなく大いに議論したいものである。（KK）

年頭所感

編集代表 梶井 功

TPP問題は年を越した。聖域は本当に守られるのか、新年早々の大問題である。自民党は、年内交渉妥結を断念した関係国閣僚会議後の外交・経済連携本部とTPP対策委員会の合同会議（一二・一三）で、党公約と衆参両院農林水産委員会の決議を守り抜くことを改めて再確認しているが、どうなることか。

また、今年度からどういふ展開を見せることになるか、ことさらに注視し続けなければならない新政策が二つ暮の国会できまった。農地中間管理機構関連施策と新たな水田政策である。両政策とも新自由主義路線を国家战略として諸政策に貫徹させようとしている規制改革会議や産業競争力会議からの介入、注文に屈してきた農水省原案を国会審議の中ではねのけ、修正して新政策になったという共通点がある。ことさらに注視し続けなければならないとする所以である。

(一)

最初に、ちょっと長文になるが東畑四郎元農林次官の発言を紹介しておこう。亡くなられてもう三〇年になる。現役の農水省職員では、名前も知らないという人も

多いかも知れないが、農地問題に関係した職員なら知らない人はいないだろう。その東畑元次官の、一九七五年農振法改正で導入される農用地利用増進事業（今は農業経営基盤強化促進事業となっている）が構想されていた七三年時点での発言である。

「従来の農政は、中央で頭の中でのものを考え、それを地方に画一的におろすというような中央集権的行政であった。これを下から自主的に考えることが基盤となるようにする必要がある。本当に農民に密着して、農民自体が自主的に個と個の相対で知恵を出し合っている請負耕作や集団管理、共同経営などの仕組みを、地域地域の実態に即して制度化・組織化し、権力の主体を次第に末端まで移行し、農地制度の改正をそれら地域で行われるルールと結び合わせることである。こういう法制的な仕組みと、農民組織の中の社会的強制とを結び合わせることによって、何かそこに新しい安定感がもたらされるのではないかと思う。

(中略)そこで、ある地域内で自主的に農民を結集させ、市町村や農業委員がその自主的農民組織の中心にたち、年々、その関係農地のうちで自分のつくる分、貸したい分などのキメ細かいプランづくりをするようにする。専業で農業をやりたい人と年とったなどで農業から離脱したい人が、全体として同じ土俵で話し合いをして、土地の事細かな配分を自主的話し合いで、法律的には民法上の組合契約によって決定する。これはすべて農地法上は一時賃貸とする。こういう利用組合によって民法上の組合契約を自主的に行い、これに市町村や農業委員が介入し促進し圧力を加える。ここで何をするかを決めるのが規約である。この規約は全国画一的なものではなく、五つ、六つの地域的特性に適合した基準としてつくることにする。毎年、大衆討議した組合契約による農地移動を農業委員会が諮問を受けて包括承認し、承認されたものは農地法の例外として一時賃貸借とすればよい。したがって、離作料もいらず、地主は賃貸しやすくなる。賃借農民のほうも、経営にはげれば毎年更新されるのが通常となり、地代もコントロールされれば、まず農地流動化の目的は達せられる。”

(「東畑四郎——人と業績」二〇四〜二〇五ページ)

二〇一二年以来農政当局が力点を置いて進めている市町村が集落レベルでの話し合いに基づき、地域の中心となる経営体(個人、法人、集落営農)、そこへの農地集積、中心となる経営体とそれ以外の農業者(兼業農家、自給的農家)を含めた地域農業のあり方(生産品目、経営の複合化、六次産業)等を記載した地域農業マスタープランを作成するための取り組み(平成二四年度農林水産予算の概要)での「地域農業マスタープランの説明」、地域農業マスタープランはその後、「人・農地プラン」に変る)は、「集落レベルでの話し合いに基づき」進めることとしていることから言って、「下から自主的に考えることが基盤となる」理念に基づいて政策化されているとみていいだろう。今年度の目玉事業に位置づけられている農地中間管理機構も、農水省が八・二二に発表した「制度設計の考え方(検討の方向)」の段階では、「人・農地プランを法律に位置づける方向で検討」されていた。「下から自主的に考えることが基盤となる」法制づくりを目指していたのである。

が、その農地中間管理機構構想は、立法化過程で大きく変質し、一四・三の「農地中間管理機構(農地集積バンク)の関連法案の骨子」では、「人・農地プランの法制化は見送る」とされた。九・一九に規制改革会議から提出された「農地中間管理機構(仮称)の創設に関する意

見」が、「人・農地プランの法制化には慎重であるべきであり、現時点において法制化することは適当でない」としたからである。

規制改革会議の意見は、「下から自主的に考えることが基盤となる」ことは全否定する。機構の目指す「農地の集積・集約化」も、国は都道府県の自主的な取り組みに任せるのではなく、「国の主導のもとに各都道府県が事業計画を立案することに基づきである」とする。そして、「認定農業者、中心経営体等も応募することを通じて、新規参加者を含めた他の応募者と同等の立場で貸し付けを受けることが出来るようにすべきである」とする。新規参加しようとする株式会社等も、今まで地域営農の中心になつて頑張ってきた認定農業者と「同等の立場」に立たせろ、という主張だった。

規制改革会議のこうした意見について、全国農業会議所の二田会長は、「①地域農業を支えている現在の認定農業者等の取り組みに関する評価と配慮が欠落、②機構を利用した地域における自主的な農地利用調整や遊休農地対策の否定、③農業関係者による運動論の軽視、さらに④農業者の公的代表機関である農業委員会の法的関与の排除を求めると、農業・農村の現場の実態から著しく乖離した内容と言わざるを得ない」との批判声明を発表した(九・二〇)。現場からの反論・批判だった。新規参

入企業の「つまみ喰いの優良農地利用」で地域営農体制が崩れるようなことがあっては、機構設立の目的である「農地の利用の効率化及び高度化を促進すること」と逆の結果をもたらしかねない。会議所会長の批判声明には私も同感するところ多かつた。

国会の農林族の先生方は、流石に規制改革会議の委員とは違って「農業・農村の現場の実態」を踏まえての議論を重ねたようだ。一一・二七衆院農林水産委員会は規制改革会議の意見を取り入れた政府提出法案に注目すべき修正と附帯決議をつけた、それが衆参両院とも通り、一二・五農地中間管理機構関連法は成立した。

修正点は、新たに「農業者等による協議の場の設置等」と題した第二六条を起こし、「市場村は……当該市町村の適切と認める区域ごとに……当該区域における農業の中心的な役割を果たすことが見込まれる農業者、当該区域における農業の将来の在り方及びそれに向けた農地中間管理事業の利用等に関する事項について、定期的な、農業者その他の当該区域の関係者による協議の場を設け、その協議の結果を取りまとめ、公表するものとする」としたことであり、附帯決議の真先に「農地中間管理機構は人・農地プランが策定されている地域に重点を置くとともに、人・農地プランの内容を尊重して事業を行うこととする」と「が置かれ、最後に「アドバイザー・グ

ループである産業競争力会議、規制改革会議等の意見については参考とするにとどめ、現場の実態を踏まえ現場で十分機能するものとなることを第一義として制度の運用を行うこと」と駄目押しをしている。

この修正には、「みんなの党を除く全会派が賛成した。決議に賛成した議員は「これは国会の意思だ」と強調（一・二八日本農業新聞）したそうだ。まさしく「立法院の存在感示す」修正といっている。この国会修正の線では機構が動くのか、動かさせることができるのか、初年度である今年の動きを注視していなければならない。

(一)

昨年の一〇月二四日、農政にとって極めてショッキングな提案が、首相の諮問機関である産業競争力会議農業分科会から出された。「生産数量目標に従ってコメを生産する農家に10aあたり1万5000円が支払われている。現行の直接交付金については、農業の担い手の経営努力や経済合理性に基づく判断を大きく阻害する効果を有するものとなっていることに鑑み、来年度から廃止する。」「農業経営者の生産性向上と高付加価値化・製品差別化等に向けた経営努力を促し、農業の産業としての競争力を強化する視点から、生産調整を中期的に廃止していく方針を明確化する。このため、農地の中間管理機構の農地集約化……を踏まえて……平成二八年度には生産数量

目標の配分を廃止し、生産調整を行わないこととする。なお……仮に過剰米が生じるような場合があっても、政府が市場に直接介入することはあってはならない」という極めて新自由主義的な提案である。

この提案を受けた政府与党は、一ヶ月の集中審議の末、一・二六農林水産業・地域の活力創造本部の会議で、経営所得安定対策の見直しと日本型直接支払い制度の創設に関わる「制度設計の全体像」を決定した。要点は米の直接支払い交付金は一四年度から半減させ一八年度には廃止すること、飼料米に優遇措置を講じ主食用米からの作付転換を促す、の二点だが、これが果たして新しい水田農業の確立策になるか、注視していかなければならない。

飼料米には10a当り最高10万5000円、最低5万5000円の数量払い助成金を出すことになっている。この措置によって飼料米10a当りの所得は5万5000円になるイメージだと農水省は試算している。直接支払い交付金が半減される食用米の10a当りの所得イメージは3万5000円なのに、である。

食用米所得を上回る所得が保証されることは、飼料米生産が食用米生産に代替していく上で必須の要件としていい。問題は今回示された所得イメージの永続性が保証されるのかどうかである。気になるのは、農水省の描い

た今回の所得イメージが、飼料米については最高の数量払いを受ける（平均収量よりも二八%も高い収量が前提）のに、食用米の方は平均収量についてのものにしてあることである。飼料米所得が高くなるとイメージさせるための意図的操作といわなければならない。こんなイメージを描くようでは、本当に飼料米生産拡大に本腰を入れていいのか、疑問になる。

今回、飼料米重視政策を打ち出したことについて、本誌先月号の時評も問題として次のように指摘していた。

“水田農業の救世主としての飼料用米の役割を高く評価し、その長期的・安定的な拡大を願ってきた時評子にとっては、飼料用米自体の推進方向には異論がない。だが、今回もまた、札束で顔を殴るかのような政策誘導の仕方には一抹の不安を覚える。そこには、金の切れ目が縁の切れ目といった将来の安易な政策転換の可能性の影がちらつくからだ。”

イメージの描き方などを考えると、「一抹の」どころではない「不安を覚える」のだが、そういう不安を払拭してくれるような施策展開を望みたい。

実を言うと、私も「米政策改革大綱」が出された頃から、飼料米を重視すべきことを主張してきた。旧稿を引用（拙著「WTO時代の食料・農業問題」家の光協会刊三〇ページ）させていたきたい。

“（水田利用再編で）主食用水稻以外の作付として重視しているのは麦、大豆、飼料作物だが、飼料作物を必要とする畜産農家が今日畜産に特化し、点在化している現状、そして飼料作物の流通が容易ではないことから考えると飼料作物……を重点作物に位置づけることには疑問がある。……畜産農家との利用協定が有効に機能出来る場合を除いては力点をおかないほうがよいのではないか。飼料作物ではなく飼料用水稻（実取り）を本格的に検討すべきである。

中国では食用需要の落ちた早期インディカF1米が飼料として流通している。……一五〇〇万トンに達する飼料穀物輸入を拱手傍観することはない。強湿田等の飼料米生産を認めることが生産調整下で発生する過剰米の飼料受け入れも容易にするであろう。”

飼料米生産を本格的に展開させるためには、食料米所得を上回る所得が実現するような政策的支援が不可欠である。また飼料米生産を拡大・流通させるには、畜産農家の飼料米需要拡大が大前提になる。そのためには給餌技術の確立・普及が必要だし、流通施設も食用米とは別の施設を必要としよう。飼料米の生産拡大には、生産段階とならんで流通段階の投資も必要となる、ということである。政府助成がそのへんにも目配りできているのか

どうか。

生産調整政策をどうするのかについて、決定された
 “五、米政策の見直し”の項では、“きめ細かい需給・価格情報……等の環境整備を進める。……こうした中で、定着状況を見ながら、五年後を目途に、行政による生産数量目標の配分に頼らずとも、国が策定する需給見通しなどを踏まえつつ生産者・集荷業者・団体が中心となって円滑に需要に応じた生産が行える状況になるよう、行政・生産者団体・現場が一体となって取り組む”と書かれている。

この表現は、“生産数量目標の配分を廃止し、生産調整を行わないこととする”という産業競争力会議農業分科会の提案とちがうのかどうか、極めて曖昧だが、自民党プロジェクトチームの座長として原案作成にあたった宮腰光寛衆院議員は、日本農業新聞のインタビューで、“今回の農業政策に対し、環太平洋連携協定（TPP）をにらみ、生産調整を廃止して米価を下げるのではないかという指摘もあります”という質問に答えて、“全くの間違……：TPPと無関係なのは明らかだ。新たな米政策で、米価下落を誘因することは全く考えていない。生産調整の廃止ではなく、（手法の）見直しだ”と答えたという（一三・一二・二付日本農業新聞）

宮腰議員のこの発言を見て、私は〇九年衆院選での出

来事を思い出した。〇七年参院選での大敗の教訓を踏まえての自民党農林族主導の〇八年の米政策改革が、農業者・農業者団体の主体的な需給システム“だった生産調整を食料自給率向上のための行政主導生産調整に一変させたことだった。その“生産調整堅持”を〇九年衆院選の公約にしようとした農林族の主張が、当時の石破農水大臣に阻まれて公約にはならず、ために〇九年衆院選で大敗したのだった。そういう痛い経験を持つ宮腰議員らは“生産調瀬廃止”などとは自らは絶対に言いたくないであろう。が、手法の見直しにすぎないことであるかどうか。

生産調整は一種の生産カルテルである。そのカルテルは、“いわゆる純粋な原子競争の市場においては企業間の協定の可能性は極めて小さく、集中が一定の水準まで進み、少なくとも協定推進の核となりえる大企業が現れることが、カルテル形成の基本的前提であるといえる”のことであり、担い手形成が期待したように進んだとしても数十万を数える生産者がいる場合“法律にもとづいて国家の経済統制の機関として行われる（強制カルテル）”（引用は岩波「経済学辞典」二七六ページ）を除けば、カルテルなどうまくいかないというのが経済学の常識でもあることを政策立案者は念頭に置くべきではないか。

J A浜中町における酪農経営と大規模酪農

―世界一クリーンな環境で牛乳を作る―

日本農業研究所客員研究員 服部 信司

1 はじめに

J A浜中町は、「世界一クリーンな環境で牛乳を作る」(石橋榮紀代表理事組合長)を目標にして、すべての土地についての土壌分析、全酪農家についての毎回の細胞(乳房炎)検査などによる安全管理、ほぼ全酪農場でのスラリー(糞尿保留槽)の設置などを実施している。浜中町の酪農家一八四戸は、すべてJ A浜中町のメンバーであり、J A浜中のもとで酪農生産・経営を行っている。

浜中町には、年間乳量一〇〇〇トン以上の大規模酪農経営が一九戸ある。その大規模経営も、同様に、J A浜中町のメンバーであり、J A浜中のもとで酪農経営を行っている。そこに、J A浜中町における酪農生産と大規

模酪農経営の特色がある。

2 酪農メガファームの定義と酪農大規模経営

大規模酪農経営の代名詞はメガファームである。酪農メガファームの公式の定義はないが、ホクレンでは「年間の牛乳出荷量一〇〇〇トン以上の経営」をメガファームと呼び、酪農総合研究所では「同三〇〇〇トン以上(およそ経産牛頭数三〇〇頭以上)」をメガファームと定義している⁽¹⁾(表1)。年間一〇〇〇トンの場合の経産牛数は一〇〇頭に当たると考えられる。

ただし、農林水産省「畜産統計」には、経産牛三〇〇頭(年間乳量三〇〇〇トン相当)に当たる規模を示すデータがない。また、提供していた浜中町の酪農経営データも乳量一〇〇〇トン以上が最大規模層となつて

(表1) 酪農メガファームの定義

	牛乳出荷量	経産牛換算
ホクレン	1000トン以上	(100頭以上 ⁽¹⁾)
酪農総合研究所	3000トン以上	300頭以上

注1) 酪農総研は「3000トンの場合、おおむね300頭以上」としているため、その3分の1とした。
資料：(財)農林水産長期金融協会「北海道における酪農とメガファームの展望に関する調査報告書」
2005年8月。

いる。そこで、ここでは「年間乳量一〇〇〇トン以上」を酪農大規模経営としていくことにする。

3 北海道における大規模酪農の具体例

浜中町の酪農経営と大規模酪農を見て行く前提として、北海道における大規模酪農の具体例を見ておこう。

ここで取り上げるのは、農畜産業振興機構『畜産の情報』二〇〇五年一〇月号において、北海道のメガファームの事例として紹介された「メニールド・デイリーファーム」(帯広市南東、忠類村)である⁽²⁾。

同ファームの搾乳牛は三二〇頭、総頭数六七頭。年間搾乳量二五七〇トン(いずれも二〇〇五年時点)。仕事は、経営主(多田)夫妻、長男、従業員六名、

計九名が行う。設備は、ミルクングパーラーのほか、搾乳ロボットなどを導入している。牧草地は一五〇haで、その収穫はコントラクターによる。なお、チーズ工房・ミルクキーハウスも経営している。

年間乳量二五六〇トンは、酪農総研のメガファーム基準三〇〇〇トンには及ばないが、経産牛三二〇頭は、その経産牛基準三〇〇頭を超えているから、酪農総研のメガファーム基準に近い大規模酪農場といえる。

当ファームは「楽しくできる酪農経営」を心がけているという。仕事に携わる人の数が総計九人と比較的に多いのも、一人当たりの負担を少なくするためと思われる。大規模でありながら、規模以外の価値をも重視する経営の在り方と見ることができよう。この在り方は、J A 浜中町の酪農経営のあり方に通じるものがある。

4 J A 浜中町の酪農経営：平均的姿と規模別の姿

J A 浜中町から、一六六戸の酪農経営についての詳細なデータを提供していただいた。

以下の数値およびJ A 浜中町の酪農経営についての分析は、提供していただいた一六六戸の経営データに基づいている。一六六戸は、浜中町の酪農家総数一八四戸の九割に当たるから、一六六戸のデータに基づく平均値や経営分析結果は、J A 浜中町の酪農と酪農経営の姿を表している

考えられる。

(1) 平均的姿・中規模酪農経営

二〇一〇年度のJA浜中町一六六戸平均の出荷量は年五一九トン、保有経産牛数七一頭(表2)、一頭当たり乳量七〇五九kgである(表3)。平均六七haの牧草・放牧地を持つ。

上述のように、年間乳量一〇〇〇トン、経産牛一〇〇頭以上を大規模酪農とすれば、浜中町の酪農場は、中規模ないし中規模上の酪農経営といえる。

一頭当たり乳量七〇五九kg(二〇一〇年度)は、全国平均八〇四七kg(二〇一一年度)を二二%、北海道平均七八二二kg(同)を一〇%下回るが、JA浜中町(高橋勇参事)は「これを伸ばすために、あくせくする必要はない」としている。酪農家の生活を大事にしているのである。

一六六戸の経営データによれば、年間の平均収入は五〇六〇万円、農業所得一四三〇万円となっている(表4)。一六六戸の酪農経営において、農業所得が家計費を上回っている。一六六戸すべての酪農経営が農業所得だけで家計をまかなえる専業農家である。

(表2) JA浜中町：規模別データ (2010年度)

年間乳量規模(トン)	戸数 ⁽¹⁾ (A)		経産牛平均保有数	年間平均乳量(トン)(B)	総年間乳量(AxB)	
	戸	%			トン	%
100-199	8	4.8	33	173	1,380	1.6
200-399	58	37.9	48	303	17,570	20.4
400-599	45	27.1	67	482	21,690	25.2
600-799	27	16.3	91	697	18,790	21.8
800-999	9	5.4	116	882	7,940	9.2
1000-	19	11.5	151	1264	24,000	27.8
全体	166	100	71	519	86,150	100

注1) 戸数：2012年度。資料：JA浜中町。

(表3) JA浜中町の酪農経営データ (2010年度)

	戸数 ⁽¹⁾ (戸)	経産牛数(頭)	育成牛(頭)	成牛換算(頭)	乳量/1頭(kg)	牧草・放牧地(ha)
1000トン以上	19	151	110	206	8519	97
全体平均	166	71	45	94	7059	67

注1) 戸数：2012年度。資料：JA浜中町

また、年間乳量四〇〇トン以上の一〇〇戸（全体の六割）は、農業所得から家計費と資金返済額などを差し引いた残余がプラスであり、経済余剰（利益）を出している。その平均額は一四〇万円に達する（表5）。経営は順調といえる。

(2) 中規模・同下の「二〇〇一六〇〇トン」層に約三分の二の酪農家

表2で規模別の分布を詳しくみれば、①中規模下の年間乳量規模「二〇〇一三九九トン」が五八戸（全体の三八%）で最も多い。

②中規模の「四〇〇一五九九トン」が四五戸で続き、以上の一〇三戸で全体一六六戸の六五%（約三分の二）を占める。

③他方、「一〇〇〇トン以上」の大規模層は一九戸、全体の一二%である。

④J A浜中町の酪農場は、年間乳量「二〇〇一五九九トン」（経産牛数五〇一六〇頭台）に分厚く分布している。

これを年間の牛乳生産量で見ると、酪農場数で六五%を占める「二〇〇一五九九トン」層が四六%を占め、生産量においても中心的な位置にある。これに、中規模上クラスの「六〇〇一七九九トン」を加えると六七%（三

分の二）のシェアとなる。一〇〇〇トン以上の大規模層のシェアは二八%に達するが、中心に位置するところには至っていない。

牛乳生産量で見ても、J A浜中町の中心は中規模の層が担っているといえる。

(3) 規模別・経産牛一頭当たり所得…中規模層が最も高い

J A浜中町における年間乳量「四〇〇一五九九トン」の中規模層の一頭当たり乳量は七三六一kgで同「一〇〇〇トン以上」の大規模層八五一九kgの八六%であるが、牛乳一kg当たり生産費は六四・三円で最も低い（表6）。大規模層七二・八円の八八%である。経産牛一頭当たりの経費（飼料代などを含む）四八・六万円が大規模層六三・一万円を二三%下回っているからである。

その結果、経産牛一頭当たり所得は、「四〇〇一五九九トン」層が二三・六万円で最も高い。大規模層一八・二万円を三〇%も上回っている。

中規模層の生産性が最も高く、所得率も最も高い。J A浜中町の酪農において中規模層が中心的な位置を占めているのは、この点に根拠があるといえよう。

5 J A浜中町の大規模酪農経営

浜中町における年間乳量一〇〇〇トン以上の大規模酪農経営は一九戸、同町の酪農経営総数一八四戸の一〇%

(表4) JA浜中町の酪農経営データ：収入の内訳（2010年度）

(万円)

	収入 総額	収入内訳					農業所得	家計費
		生乳	補給金	乳牛	肉牛	農業雑		
1000トン以上	1億2030	9540	560	490	430	1260	2660	1050
全体平均	5060	3900	230	170	220	580	1430	770

資料：JA浜中町

(表5) 浜中町の経営データ：経費の内訳（2010年度）

(万円)

年間乳量	収入	農業経費					家計費	資金返済	経済余剰
		総額	飼料代	養畜費	賃料	雇用労費			
1000トン以上	1億2030	9370	3830	780	1050	380	1050	880	570
平均	5060	3630	1310	260	480	140	770	470	140
		100%	40.9	8.3	11.2	4.1			
		100%	36.1	7.2	13.2	3.9			

資料：JA浜中町。

(表6) JA浜中町・酪農規模別：経産牛1頭当たり経費と所得

乳量規模 (トン)	1頭当り 乳量(kg)	経産牛1頭当たり (1000円)				1kg当り 生産費(円)	平均農業 所得(万円)
		飼料代	経費	収入	所得		
1000ー	8519 (121)	256.3 (151)	631.3 (129)	812.9 (117)	181.5 (88)	72.8 (107)	2660 (1869)
400ー599	7361 (104)	169.0 (99)	485.8 (99)	721.9 (104)	236.0 (115)	64.3 (95)	1542 (107)
100ー199	5470 (78)	100.0 (59)	381.4 (78)	536.4 (77)	155.0 (75)	68.9 (101)	459 (32)
平均	7059 (100)	170.0 (100)	491.1 (100)	697.3 (100)	206.0 (100)	68.02 (100)	1430 (100)

資料：JA浜中町。

である。大規模経営一九戸の年間生産乳量は二万四〇〇〇トン、一六六戸八万六二〇〇トンの二八％に当たる(前掲表2)。年間乳量で約三割弱を保持している。

(1) 高い乳量と乳牛規模増大で所得の絶対額を拡大

前述のように、一〇〇〇トン以上の大規模酪農経営の一头当たり乳量は、平均を二一％上回る。同時に、そのための飼料代も平均を五一％上回る(前掲表6)。乳量増のために乳牛により多くの飼料を与えていること、牧草地の制約から自給飼料に限界があり、購入飼料の割り合が中規模層よりも大きいことによるのであろう。その結果、経産牛一头ありの所得は一八・二万円で平均を二二％下回る。

だが、大規模層は一八・二万円の所得(経費六三・一万円に対し二九％の所得)を挙げていることが大きな点である。

ここでは、経産牛を増頭することによって、所得の絶対額を拡大させているのであり、一酪農場平均二六六〇万円の農業所得を挙げている。収入(売上高)一億二〇三〇万円に対する所得の割合は二二・一％である。また、大規模経営の経済余剰は平均五七〇万円に及ぶ(前掲表5)。経済余剰の収入に対する比率(企業の売上高・利益率(利益/売上高)にほぼ等しい)は四・七四％であって他産業に比べて決して低くない。

ここに、大規模酪農経営が存立し、かつ拡大している根拠があると言えよう。

浜中町には、経産牛二〇〇頭規模(牧草地面積一三〇一五〇ha)の大規模酪農が六戸あるという。法人三戸、個人三戸。法人のうちのひとつが、地域の今井建設が母体となって設立した(株)Mou Mou ファームである。

(2) (株)Mou Mou ファーム

1) 前身の個人大規模経営
前身の個人大規模経営は、その最盛期に乳牛四〇〇頭を飼養し、従業員五一六人を擁していた。規模拡大を目指してきたのである。しかし、経営主は七五歳で亡くなる。息子たちは教員で浜中に戻ることにはならず、浜中町の今井建設が母体であるMou Mou ファームが継承した。

Mou Mou ファームの継承時の牛総数は三三〇頭。搾乳牛一八九頭、乾牛二三、出産待ち(はらみ)二七、以上成牛二四〇。若牛四四、子牛五〇であった。

2) 今井建設⁽³⁾

今井建設は、従業員三〇人。年商二・五億一三億円。社長の次男の方が、浜中町で酪農コントラクター事業に従事し、コントラクターとして酪農を学んでいたのである。

今井建設は何故、Mou Mou ファームの母体とな

り、継承したか。それは、公共事業の仕事が大幅に減り、仕事が必要だからであった。コントラクター事業に参入し、酪農の農業生産法人の資格を得た。それを基に、(株) M o u M o uファームを設立し、二〇一二年一月、売りに出された個人大規模経営の酪農場を継承したのである。

3) (株) M o u M o uファーム

設立した(株) M o u M o uファームの資本金は二〇〇万円。株式の半分は社長が持つ。次男の方が農場長である。従業員(社員)は六人。二人は元今井建設の従業員という。六人は内部作業(搾乳)に当たる。

外部作業は、今井建設に委託している。四一六月の三ヶ月間、延べ一六〇人・日が今井建設から出向する。牧草の刈り取り、ロール(ラップ巻き)、運搬、サイレージ作り(刻み・シート掛け、タイヤ載せ)を行うわけである。今井建設にとっても、仕事を確保するメリットがある。

4) 買い取り方法

居抜きで買い取ったという。牛、機械、土地、すべての評価は農協が行う。その額は、牛・六〇〇〇一七〇〇万円。機械・三〇〇〇一四〇〇〇万円。土地一億円。合計二億円になる。資金は農協から借入れ、一定期間(三十五年)据え置き後、返済していくとのことである。

5) 今後

二一三年で搾乳牛二二〇一二五〇頭を目指すという。そのために、メスは一切売らず、後継牛にしていく。四〇〇頭牛舎を作りたいとしていた。

課題は、糞尿処理場(糞尿を散布する牧草地)を造ることである。土地一七八haのうち、採草地は一三〇haで、五〇haがきちんと利用されていない。これを糞尿の処理地として牧草地化するとしていた。

浜中町における最大規模の個人酪農経営の経家主が亡くなり、その後継が問題となった時、地域の建設会社が、自らの事業規模の維持をも目標としつつ、酪農場の継承を引き受けたわけである。後継が必要となる酪農場の規模が大きければ、その買い取り額も大きくなり、地域の企業が引き受け手となることは十分に考えられる。企業にとっても、事業規模の維持というメリットがあるからである。そこには、地域社会の維持のために、地域の事業体を維持するという地域(J A浜中町、浜中町、地域企業)の意図が貫かれているといえよう。酪農王国がその意図のもとにつくられたものである。

(3) (株)酪農王国

(株)酪農王国は、二〇〇九年七月に設立されたJ A出資法人である。資本金五〇〇〇万円。農協出資が五〇%、企業(九社)で四九・五%、個人(二人)〇・五%である。二〇一〇年一〇月から生産を開始。牛乳生産量は一

九七八トン（二〇一二年）。成牛三四〇頭。

設立の目的は、牛乳の生産・販売が中心であるが、同時に、「異業種の企業に酪農経営手法を伝え、引き受けてのない離農牧場に新規就農してもらう」のれん分け⁴⁾を行う。それにより、酪農場の減少に対応し、地域社会の維持を図る」とされる⁴⁾。

従業員はJAからの出向二人と出資企業からの出向や直接雇用によっている。出資会社の出向者が「酪農経営手法」を学んでいるわけである。

なお、浜中町には、酪農への就農を志す人達をトレーニングする新規就農者・育成牧場…（有）浜中町就業者研修牧場（一九九〇年にJA浜中町と浜中町が設立。二〇〇九年に有会社）もある。浜中で酪農を止める人が出ると、この研修者、あるいは、研修を受け酪農ヘルパーなどについている人がその後継に就農する。これまでに一〇〇人を超す人が育成されたと言う。

5 JA浜中町…世界一クリーンな環境で牛乳を作る。地域社会の維持に貢献する

「世界一クリーンな環境で牛乳をつくる。地域社会の維持に貢献する」―これを目標に、JA浜中町は活動している。そのもとで、浜中町の酪農家は（大規模経営を含め）、酪農生産・経営を行っているのである。では、こ

の目標の下に、何を行っており、何を行ってきたのか。最後に、簡単にまとめておこう。

(1) 農業技術センターによるクリーンな環境の構築と牛乳の安全性の保障

クリーンな酪農環境と牛乳の高度の安全性を保障しているのが、JA浜中町の農業技術センターである。その設立は一九八一年（昭和五六）。実に三〇年以上前である。現組合長が専務の折であるという。「勘から科学に基づく酪農へ」のもとに作られた。

ここで土壌、牧草、牛乳、飼料の分析が行われている。

1) 土壌分析。一五、〇〇〇haの全農地を、三年に一度、分析する。サンプリングは建設会社がとる。土壌検査の結果、何が必要かを酪農家に提示する。土壌に必要な栄養分だけを補う。過剰なものは、汚染の元になるから与えない。これがコスト削減にもつながる。

2) 全ての牛乳について、抗生物質の残量検査を行う。これを行なっているのは、全道で二―三か所しかないと言われる。全酪農家について、乳細胞、体細胞（乳房炎）、乳成分の検査を、毎回（二日に一回）行う。これを単独レベルでおこなっているのは、全道で二カ所だけである。

3) バクテリア（細菌）数のチェックを、全サンプル／全農家について行う。基準は、五〇〇〇／一㎖という。

4) 浜中町の二三、〇〇〇頭の牛の全情報が技術センタ

一によって管理され、それを基にアドバイスが行われている。

5) この技術センターの資金は、牛乳への賦課金による。kg当たり一円一〇銭の賦課金のうち、三〇銭が技術センターに充てられている。浜中町では、酪農家が自己の負担で、クリーンな環境の構築と牛乳の高度な安全性の保障を図っているのである。

(2) タカナシ乳業による雪印工場の再利用・タカナシ乳業への全量出荷

1) 雪印の撤退↓タカナシ乳業による工場の維持

一九八二年、浜中の雪印工場の撤退問題が発生した。工場自体は高い評価を得つつも、処理乳量の二倍の水がいる。だが、浅い井戸が掘れないということで、雪印は撤退を決めた。

しかし、一〇〇人の雇用者がある同工場の撤退⇨消失は、人口が一人足らずの浜中町（現在二〇〇八年の人口六八八〇人。就業人口四二八〇人、うち製造業三二二人、農業六九五五人）にとって、重大問題であったと思われる。一〇〇人の雇用の喪失は就業人口が一挙に数%減ることを意味するからである。そこから、雪印が撤退しても、その工場を残すための活動が行われた。当時、神奈川の小さいメーカーであったタカナシ乳業の誘致が行

われ、タカナシ乳業が受け入れたのである。

なお、その二年後の一九八四年、ハーゲンダーツから浜中の牛乳を用いたアイスクリーム生産の話が来る。ハーゲンダーツは一〇〇%完璧な牛乳を求め、浜中がこれに唯一こたえられたところだといわれる。浜中、タカナシ、ハーゲンダーツの協力が始まり、今日に至っているのである。

2) タカナシ乳業への全量出荷

J A 浜中町の牛乳は、全量、タカナシ乳業に出荷される。しかし、形式的にはホクレンに出荷の形をとる。したがって、受取価格はホクレンのプール乳価となる。そこに、プレミアムはつかない。

3) トータルコストを下げ、利益を出す

では、このように、世界一クリーンな環境で牛乳を作る努力をしているなかで、いかにして利益を出すのか。それは、トータルコストを下げることによって図る、とされる。

たとえば、酪農生産コストの半ばを占める飼料については、できるだけ安く購入できるメーカーを使用する。肥料については、浜中町に必要な肥料の仕様（ホクレン仕様の肥料よりも安い）を作成し、ホクレンにその仕様の肥料の調達をせよ。こうすることで、トータルコストの削減を図っているのである。J A 浜中町の全酪

農家の農業所得が家計費を上回り、六割の酪農家が経済余剰を挙げているのは、トータルコスト削減の結果であるといえよう。

こうして、J A 浜中町の多くの酪農経営は、家族経営として経営が維持され、その生活も維持されている。地域社会の重要な一員として存続していくわけである。また、そのなかで規模拡大を志向する人は、拡大を図っていくのである。

J A 浜中町は、浜中町を『世界一クリーンな牛乳』の産地として確立することによって生き残りを図る。それによって、地域社会をも維持していこうとしている。その活動に敬意を表して、報告を終わりたい。

注(1) 酪農総研は、何故メガファームを年間乳量三〇〇〇トン以上とするかについて、「高度な経営管理の下に主体的にリスクを負い、経営多角化などの展開によって、規模の経済性を越えた生産性の向上を実現する分岐点を、年間の牛乳生産量三〇〇〇トン以上の経営とする」としている。(財)農林水産長期金融協会「北海道における酪農とメガファームの展望に関する調査報告書」二〇〇五年八月、一二頁。

注(2) 農畜産業振興機構「畜産の情報」二〇〇五年一〇月号

注(3) 今井建設ーM o u M o u ファームについては、(有)今井建設

代表取締役 今井勝善社長による。二〇一三年九月五日。その他、J A 浜中町の活動については、J A 浜中町…石橋組合長、高橋参事、担当者の方々からいただいた説明、お聞きしたこと、による。個々の引用は略す。

注(4) (株)酪農王国「異業種とのタッグで地域社会を守る」五頁。

(二〇一三年十一月二四日)

J A 出資型農業生産法人「酪農王国」の設立 — J A 浜中町による酪農経営支援の到達点

東京農業大学教授 谷口 信和

1、J A 浜中町における酪農経営支援のあり方

全国有数の酪農先進地・北海道浜中町（厚岸町を含む）におけるJ A 浜中町の酪農経営支援は実に多岐にわたっている。こうした経営支援の多様性と先駆性こそが浜中町酪農の先進性を支えてきたといつてよい。

しかし、改めて確認するまでもなく、一般的にいえばJ A 自体が、生産過程に重点をおく家族農業経営に対して、農産物の加工・流通過程を担当する形で経営支援を行ってきた。とはいえ、酪農の場合、加工過程はかなり早い段階からJ A の手を離れつつあり、今日では主として乳業資本によって担われている。

したがって、J A の主たる活躍の場は生乳の流通過程であり、集乳を担う指定生乳生産者団体の基礎組織として乳業メーカーとの生乳取引を実現するところにおかれ

ている。そこでは、J A は一方で指定団体に結集することによって乳業メーカーとの間に強い交渉力を確保する必要性に迫られるとともに、他方では自らの生乳の差別化によって乳業メーカーとの間に独自の契約取引を構築しようという個別の要求との緊張関係に立たされている（この点は論理的には個別経営と集荷組織たるJ A との関係においても再現されている）。

ところで、酪農経営は耕種部門と畜産部門（搾乳部門）が結合した自己完結的な農業経営として成立し、家族経営の優位性が最も強力に発揮される部門であった。この家族経営の発展過程で出現した弱い環を補完すべく、J A による経営支援が組織化されてきた。そこで、表1に浜中町における酪農経営の作業の外部化の視点から酪農経営支援組織との関連を歴史的に整理してみた。

これによれば、第一に、浜中町では、個別経営の飼養

表 1 浜中町における酪農経営の作業外部化の展開過程

年	全体・新規就農関連事項 支援組織事業関連事項	耕種生産過程			家畜飼養過程					牛乳販売過程		
		土壌 検査	牧草 収穫	サイ レーン	夏期 放牧	哺育 預託	子牛 育成	人工 授精	管理 搾乳	生乳 集荷	生乳 検査	
1975	茶内育成牧場夏期放牧開始 ミルクローリー集荷事業開始											
1981	酪農技術センター設立											
1982	北海道農業公社リース事業開始 タカナン乳業操業開始											
1983	新規就農者受け入れ											
1989	酪農ヘルパー事業開始											
1991	就農者研修牧場落成											
1994	育成牧場哺育預託開始											
1995	コントラクター事業開始											
2002	酪農情報システム構築											
2004	(有)浜中町就農者研修牧場設立											
2009	(株)酪農王国設立											
2011	(株)若牛の里設立											

(注) 太線は農協の事業実施による酪農経営の作業の外部化進行を示す。
(出所) JA浜中町の各種資料による。

頭数の規模拡大過程で生じた粗飼料不足や育成牛飼養施設の(畜舎)の狭隘性に対応するために、一九七五年にJA A所有の放牧地とJAの飼養管理に基づく公共育成牧場における夏期放牧事業が開始されている。このことは酪農経営がより搾乳過程に集中し、

高品質・高泌乳量を確保する条件を整備するものだったといえる。

農林水産省の調査によれば、二〇一二年度に全国の公共育成牧場は七六一あり、このうちJA(連合会を含む)が所有するものは七七(一〇・一%)、JAが管理するものが一八八(二四・七%)となっている。これに対し、所有では地方自治体が四七六(六二・五%)、管理においては任意組合が三三〇(四三・四%)で中心を占めている。JAが所有し、管理するものは七一牧場(九・三%)に過ぎないことからみて、JA浜中町が公共育成牧場を通じて熱心に酪農経営支援を行ってきたことが明らかであろう。

第二に、同じ一九七五年にはタンクローリーによる集荷事業も始まっており、酪農家が搾乳までの生産過程に集中できる環境整備にいち早く取り組んでいたことが明らかである。

第三に、それから六年後の一九八一年にはJAとしては全国初の酪農技術センターが設立され、土壌と飼料の分析により高品質の飼料と生乳を生産する基礎的条件を整備するとともに(つまり、堆肥では不足する栄養素を化学肥料で補い、牧草では不足する栄養分を配合飼料で補う体制が構築されたわけである)、生乳検査を実施して、経験と勘に基づいた「感覚での酪農」から科学的な

「分析に基づいた酪農」への脱皮が図られることになる。

こうした流れは二〇〇二年に牛乳牛个体登録部門・人工授精部門・生乳分析部門と農業共済部門（獣医部門）・販売部門（生乳出荷状況、乳牛の購入・販売状況）の情報を一元化し、生産履歴として提供するJAとしての全国初の酪農のトレーサビリティ確立につながっている。

二〇〇一年に国内でBSEが発生したことにより早く対応したものであり、牛肉トレーサビリティ法の施行（牛の个体識別は〇三年一二月に、牛肉の个体識別番号の表示は〇四年一二月に施行された）に先行していたことが特筆されるであろう。

そして、第四に、一九八二年に操業開始したタカナシ乳業の要請に合わせ、八三年からは「成分無調整4・0牛乳」への生乳供給を一手に引き受けるとともに、八四年にはハーゲンダッツアイスクリームへの原料乳供給を開始して、高品質生乳生産地の地位を不動のものにしていくことになる。

とはいえ、第五に、こうした努力にもかかわらず、酪農後継者問題が深刻化する中で、新たな経営継承システムの構築に向け、一九八三年には町と協力して新規就農者受け入れ事業に本格的に着手するに至った。既存の酪農経営の支援だけでなく、新規就農者⇨家族経営の獲得

を通じた支援へとウイングを広げたわけである。

この事業は当初既存の酪農経営での研修から始まったが、やがて、一九八九年にヘルパー事業が開始されるとともに、ヘルパーでの雇用を経由した新規就農ルートの開拓へと複線化することになった。さらに、こうした流れを一層確実にするために、九一年には農協の経営する就農者研修牧場の設立に至った。そして、二〇〇四年にはこれを農協から独立した有会社として発展させ、研修だけでなく販売も行える農業生産法人形態をとることにした。

いうまでもなく、単なる研修牧場では生産された生乳の販売に制約があったからであり、分農場を利用して直接に独立・新規就農の道を開拓することが可能になるからであった（二〇〇六〇八年度には三つの分農場があり、〇九年に二農場、一一年度に一農場が新規就農・独立のために利用されたため、現在のところ分農場は開設されていない）。家族経営での新規就農を追求する究極の器であるといっていよう。

そして、第六に、以上の流れとは微妙に異なる系譜で、公共育成牧場事業とコントラクター事業の展開の延長線上で両者が交錯して生まれたのが二〇〇九年に設立された（株）酪農王国である。農協出資の農業生産法人として、本格的に生乳生産に進出するとともに、これを母体

にして新規の大規模な法人経営を育てようという斬新かつ壮大な実験でもある。農協による酪農経営支援はこれによって全く新しい段階に突入したということができ。そこで、項を改めて論じることしよう。

2、公共育成牧場から酪農王国へ

(1) 家族経営の危機の深化

酪農の場合には六五歳が搾乳作業への対応の年齢的な限界であるといわれている。そして、日本農業における最多の労働力供給世代である昭和一桁世代が六〇〜六九歳に到達したのが一九九五年であった。

浜中町で酪農ヘルパー事業が始まったのが一九八九年であり、九四年には育成牧場における哺育預託、九五年にはコントラクター事業が相次いで開始されたのは耕種部門・飼養部門の両者における人手不足・後継者不足が深刻化したという事情に対応したものに他ならない。労働力不足経営では育成だけでなく哺育に至るまで飼養作業の外部化を図る一方、耕種部門の農作業を委託し、専ら搾乳作業に純化する形で経営存続を目指したと思われる。

しかし、一方で新規参入者の確保を図り、他方で既存経営の労働力不足を補完する経営支援組織を充実させるJAの積極的な戦略にもかかわらず、表2にみられるよ

表2 酪農戸数の推移と乳牛1頭当たり耕地面積

年度	2008	2009	2010	2011	2012
搾乳戸数	196	192	189	187	185
新規就農者数	1	3	2	4	1
1戸当たり経産牛頭数	68.3	67.5	69.2	71.8	73.7
乳牛1頭当たり耕地面積 a	69.1	68.3	67.0	66.6	67.0

(注) 1. 乳牛は経産牛と育成牛の合計である。

2. 耕地面積は2008～10年が15,000ha、2011～12年は14,900haであり、これから乳牛1頭当たり耕地面積を算出した。

(出所) JA浜中町の資料及び北海道農林水産統計年報による。

うに、二〇〇七年に一九九戸と、ついに地域農業・経済維持の生命線と目されていた二〇〇戸を割り込んだ搾乳戸数はその後も減少傾向を脱却することはできず、二〇一二年には一八五戸にまで低下している。平均で見れば、毎年二戸程度の新規参入者を確保していながらである。従来型の家族経営の新規参入者確保の枠を超えた新たな戦略の構築が求められることになった。

特徴 (2) コントラクター事業の

ところで、JA浜中町のコントラクター事業は一九九五年には二セットで開始し、二〇〇四年に三セットとなり、〇五年には四セットとなって運営されている。町内の建設・土木業者の三社四セット（一社が二セット）によるサイレージ調製と各社から出る専門チームによるシートがけ・タイヤ乗せ一セットがそれ

である。

当初の機械は農業構造改善事業で導入したが、現在は業者が独自に機械の更新を行っている。また、従来はJAで機械ごとの時間単価の利用料金を設定していたが、圃場ごとに収穫条件が大きく異なっているため、二〇一一年度からは作業者と委託農家の協議で決める方式に移行している。

みられるように、事業の実施は建設・土木業者が全面的に責任を負う形で実施されており、彼らのところに牧草地の収穫作業とサイレージ調製に関する経験と知識が蓄積されるようになってきている。

表3に示したように、委託戸数は六六〇六九戸の幅で推移しており、余り増加しているとはいえないが、搾乳戸数に対する割合では〇八年度の三三・一％から、一三年度の三七・三％へと依存割合は増大しているといえる。また、委託農家一戸当たりの収穫面積は〇八年度の四五・六八haから、五二・七五haへと着実な増加傾向を示している。つまり、コントラクター事業は浜中町における酪農経営の規模拡大過程に沿いながら、より多くの割合の経営を支援する重要な役割を担っていると判断される。

(3) 公共育成牧場の運営実績

こうした状況の下で、公共育成牧場の夏期放牧頭

表3 コントラクター事業の実績の推移

年度	2008	2009	2010	2011	2012	2013
収穫面積 ha	2,969	3,242	3,350	3,341	3,384	3,640
委託戸数 戸	65	68	67	67	66	69
収穫面積 ha/戸	45.68	47.68	50.00	49.87	51.27	52.75

(注) 1 番草と2番草の合計である。

(出所) JA浜中町の資料による。

表4 公共育成牧場の飼養頭数の推移

年度	夏期放牧	冬期舎飼	JA保有牛	哺育預託
2003	1,958	1,323	791	100
2004	1,908	1,326	865	160
2005	1,803	1,438	816	176
2006	1,663	1,434	901	160
2007	1,560	1,277	792	80
2008	1,662	1,354	726	155
2009	1,805	1,399	568	188
2010	1,600	1,100	598	239
2011	1,553	837	258	215
2012	1,177	801	146	187

(注) 1. 2011年度からは姉別団地が(株)酪農王国に移管されたため、放牧地は茶内団地のみとなった。

2. 放牧・舎飼ともJA保有牛(年度末)の一部が含まれている。

(出所) 2007年度までは平林(2010)、その後はJA浜中町の資料による。

数は表4に示したように、二〇〇三年以降徐々に減少してきた。また、冬期舎飼についても大局的には減少気味だといえてよい。つまり、先の表2に示されるように、浜中町では酪農経営の規模拡大が徐々に進んでいるにもかかわらず、乳牛一頭当たりの耕地面積はある程度の水

J A 出資型農業生産法人“酪農王国”の設立

準で維持されていることから、公共育成牧場が相対的に規模の小さい酪農経営の下支えをする役割が後退しているわけである。このため、JAは公共育成牧場への入牧頭数を維持するために積極的に自ら乳牛の育成に取り組んでおり、初妊牛の販売に向けてJA保有牛（年度末の数字）の数が夏期放牧・冬期舎飼の少なからぬ割合を占めることになる。

したがって、本来の放牧や舎飼だけでは赤字になるかもしれない育成牧場収支は、たとえば、二〇〇八年度の場合、預託料収入一億四二六万円に対して保有牛販売は二億四七九万円に達し、全体での収入三億一六四八万円に対して費用は二億二六三万円に止まり、九二八五万円の黒字を計上しているわけである。

(4) 公共育成牧場から酪農王国へ

このように公共育成牧場の歴史的役割が低下する中で、JAはコントラクター事業に参加する建設・土木業の三社に加え、乳業会社・運送会社・飼料会社など酪農業に関係する地元企業六社に呼びかけて、出資してもらい、三九一haの草地面積を有する姉別団地の公共育成牧場を核として株式会社酪農王国を二〇〇九年七月に設立することになった。折しも農地法が六月に改正され、一月に施行される下で、一般法人（JA本体を含む）の農地賃貸借による農業参入に道が拓かれました。

表5 酪農王国の概要

設立年月	2009年7月
生産開始	2010年10月
事業内容	牛乳の生産・販売／育成牛販売 預託事業(若牛の里から)
資本金	5000万円
出資内訳	JA2500万円／会社9社(4975万円) 個人2名(25万円)
従業員	9名(企業出向者3名、直接雇用者 5名、事務員1名)
ミルクング パーラー	12頭ダブル、パラレル方式
開設時投資	5億5360万円

(出所) JA浜中町の資料による。

当初は一般農業法人としての株式会社登記であったが、一〇年二月に農業生産法人として認定された。概要は表5に示した通りである。

酪農王国は酪農牧場として単に生乳販売を行うだけでなく、出資する建設業等の異業種企業に酪農経営手法を伝達し、将来的には引き受け手のない離農跡地に新規就農してもらって、「のれん分け」の手法を用いながら「法人経営の農場設立」を促進することになっている。いわば、法人経営設立のインキュベータ機能を果さんとするものである。それは今後離農する酪農経営の規模が大きくなっていくことに対応して、継承する経営も当初から雇用に依存した大規模法人経営であることが求められること、他方で酪農関連企業の経営ノウハウが積極的に活

用されること、他方で酪農関連企業の経営ノウハウが積極的に活

乳牛二七〇頭前後の安定した生産軌道に入ったことが分かる。また、二〇一二年には一九七八tの生乳出荷量に達し、同年度のJ A取扱生乳量九万四二一三tの二・一%を占めるに至っている。また、売上高は二億四九三万五千元となつて、J Aの販売事業八五億八六九一萬円の二・八%を占め、確固たる地位を確保したといつてよい。そして、以上の結果として、一二年には売上高当期利益率で〇・九%に止まるとはいえ、黒字決算に到達した。

しかし、こうした経営指標以上の大きな成果は酪農王国を経由して新たな法人経営が二〇一三年四月に酪農経営を開始したことである。

二〇一一年に設立されたAファームは酪農王国に出資するB建設会社の社長を中心とする四人が出資した株式会社（出資金二〇〇万円）であり、農業生産法人資格を取得してコントラクター事業に参入していた。しかしながら、コントラクター事業だけでは経営が成り立たず、搾乳に進出することを計画していた。そうしたところに、五〜六人の雇用を抱える個人農家Cの七五歳の父親が死亡し、後継者が経営継承することを断念する事態が発生した。最大時四〇〇頭近い乳牛頭数を要した大規模経営だった。

Aファームは二〇一二年一二月に酪農に進出すること

を決断し、一三年四月から経営を開始した。その際、農場長の役割を担ったのがB建設社長の次男である三二歳のDだった。DはAファームの実質的な設立者であったが、Aファームの受託作業をB建設に再委託し、B建設の若手従業員をAファームに出向させて業務をこなしていた。そして、自らは酪農王国へのAファームからの出向者として二年半の研修を経て、搾乳に進出するAファームの農場長役を買って出ることになったわけである。D自身はもともと農業経営の経験はなかったから、酪農王国での就業研修が有力なキャリア形成の機会となつたわけである。

C農場は一七八haの耕地のうち、一三〇haが放牧地となっており、四八haは条件不利地であるため、DはB建設の力を借りて二〇一四年には草地更新を行うことになっている。農地と畜舎、家畜は居抜きで購入することになり、牛に六〇〇万円、機械・施設（四〇〇頭経産牛舎）に五〇〇万円の支払を必要とした。こうして、搾乳牛一八九頭、乾乳牛二三頭、妊娠牛二七頭、初生牛・若牛一〇〇頭が経営継承され、Dを農場長とし、従業員五人とパート一名を擁する大規模経営が新たに出発することになった。

注目すべき点は、従業員五名のうち二名がC農場における常雇であり、パートの一名はCであったことであ

る。経営の円滑な継承によって、地域の雇用の少なくとも一部分が維持される姿をそこにみることができる。C農場からAファームへの経営継承は決して予定されていたわけではないが、いつ類似の事態が起きても不思議ではない実態がそこに存在しているというべきであろう。酪農王国の設立はそうした事態への先行的な対応という先進性をもってしているものと評価すべきである。

3、JA出資型農業生産法人の中の酪農王国の位置

最後に、全国のJA出資型農業生産法人の中における酪農王国の位置をみることを通して、若干のコメントを加えておこう。

表7は少し古いが、二〇一〇年頃までの全国のJA出資型農業生産法人の事業分野の動向を示したものである。

これによれば、第一に、JA出資型法人の主要分野は担い手問題が深刻な水稲作と水田転作を中心とする水田農業であるが、その際、水田の作業受託から経営受託へと重点がシフトしていることが分かる。

第二に、作目・畜種でいえば、初期の水田作中心から次第に畑作・施設園芸・果樹作・畜産・酪農へと広がりがだしていることが明らかである。したがって、酪農王国

は酪農におけるJA出資型法人の先駆者という位置を占めている。

第三に、二〇〇四年にはわずか五法人でしか取り組まれていなかった担い手育成・新規就農研修事業は〇八年の10法人を経て、一〇年には五一法人と急増しており、JA出資型法人がそれ自体として担い手であるだけでなく、積極的に新たな担い手育成という独自の役割を果たしつつあることが注目されることである。しかし、ここでの新たな担い手は全て家族経営の創出が念頭におかれていることからすれば、酪農王国は大規模法人経営自体の創出が眼目となっている上に、これを異業種からの農業への新規参入と結びつけているところにユニークさと時代を先取りした先進性を有しているものと評価できよう。

そうだとすれば、酪農王国を通じたJA浜中町の酪農経営支援はほぼ完成形の域に到達したというべきだろうか。

この点で気になるのが、酪農王国に少し遅れて二〇一一年六月に資本総額九九五万円、五一・二五%のJA出資割合で設立された(株)若牛の里である。これはもっぱら育成牛の買取・販売に特化した株式会社であり、酪農王国の施設の一部に牛舎とスラリーストア、バンカーサイロを有するものの、その飼養管理を酪農王国にほぼ

表7 JA出資型農業生産法人の事業分野の動向

事業分野	調査年	実数			割合(%)		
		2004	2008	2010	2004	2008	2010
水田作	水稲作	52	112	170	70.3	60.9	63.9
	水稲作業受託	50	110	158	67.6	59.8	59.4
	水田転作経営	-	-	126	-	-	47.4
	水田転作作業受託	47	87	78	63.5	47.3	29.3
畑作	畑作(普通畑作)	25	64	53	33.8	34.8	19.9
	露地野菜作	-	-	131	-	-	49.2
	畑作作業受託	12	38	30	16.2	20.7	11.3
	施設園芸(野菜)	14	20	56	18.9	10.9	21.1
	果樹作	9	11	21	12.2	6.0	7.9
その他の作物栽培	-	-	37	-	-	13.9	
畜産・酪農経営	5	11	21	6.8	6.0	7.9	
農畜産物加工	12	34	44	16.2	18.5	16.5	
直売所経営	4	12	21	5.4	6.5	7.9	
交流・観光施設管理	8	8	5	10.8	4.3	1.9	
担い手育成・新規就農研修	5	10	51	6.8	5.4	19.2	
回答法人数	74	184	266	100	100	100	

- (注) 1. 複数回答のため、回答法人数と合計は一致しない。
 2. 一の欄は調査項目がなかったことを示している。
 3. 畑作は2010年のみ、普通畑作と露地野菜作を区別している。
 4. 施設園芸の2010年は施設野菜のみをさす。

(出所) JA全中「JA出資法人に関する全国調査」2004～10年に基づいて、再集計した。

委ねているものと推察される。恐らくは茶内に統一された公共育成牧場との一定の関連をもちながら、若牛や育

成牛の買取・販売を行い、町内に妊娠牛などを適切に供給する役割を担っているのではないか。残念ながら、実態についての聞き取りができなかったため、これ以上のことは分からない。

以上の点から、改めて酪農王国をめぐる問題として以下の点を指摘しておきたい。

第一に、家族経営や法人経営の新規就農者を育成する上で、JAが直接に関与する組織としては前者に対しては就農者研修牧場が、後者に対しては酪農王国が責任をもつ複線的な体制となっているが、これは一つに統合すべきではないかと思われる。もちろん、明らかに機能に差違があることは上述の通りであるが、研修牧場の施設がやや老朽化していること、就農研修は必ずしも家族経営としての独立に限る必要はなく、雇用を通じた就農形態が有力な選択肢として存在しうる時代に入ってきたことが指摘できるからである。

第二に、酪農王国で目指されているような異業種交流による新たな農業経営ノウハウの形成・実践は家族経営の発展を考える上でも必要不可欠なプロセスとなりつつあり、両者の融合こそが現代的な意義をもつと考えられるからである。

第三に、経営規模のある程度の拡大を希望する経営がまだ存在している限りでは、公共育成牧場用地として確

保されている放牧地の効率的な利用を夏期放牧の需要の増大に期待するのは余り現実的ではない。むしろ、酪農王国のような搾乳経営の一環に組み込んでいく方が、雇用吸収力が大きいだけでなく、地域における生乳生産量の維持・確保にとっては効果的ではないかと考えられる。その意味では、酪農王国から第二、第三の法人経営の出現を担保する放牧地として活用する道が考えられていいのではないか。

第四に、全体として新たな時代的要請に 대응べくこれまででは様々な経営支援組織を設立してきたが、今後の厳しい経済情勢を考慮すると、それらの組織の間の整理・統合が重要な課題になるように思われる。その際、整理・統合は全体としてのコストダウンに結びつけることが求められるのもちろんだが、雇用を増大させるような総合化に結実することがより重要な観点ではないかと考えられる。

いずれにしても、JA浜中町の壮大な実験に引き続き注目することが必要であろう。

(注)

(1) 農林水産省畜産振興課「公共牧場をめぐる情勢」二〇一三年七月による。

(2) 平林光幸「北海道における畜産農家の構造変化と公共牧場

の課題『地域政策研究』第一二巻第四号(二〇一〇年)は、公共育成牧場の経営赤字化と利用率低下の関係について検討し、乳牛飼養頭数の全体としての減少という新たな局面で、乳牛一頭当たりの耕地面積が増大している一般的事実を的確に指摘して、浜中町の公共育成牧場の利用率低下に検討を加えている。ただし、浜中町の場合には近年に至って乳牛頭数はむしろ増加傾向にあり、一頭当たり耕地面積も減少気味で推移してきたことから、独自の検討が必要になっている。

浜中町における新規就農の仕組み —その先見性、先進性—

日本大学生物資源科学部教授 小林 信一

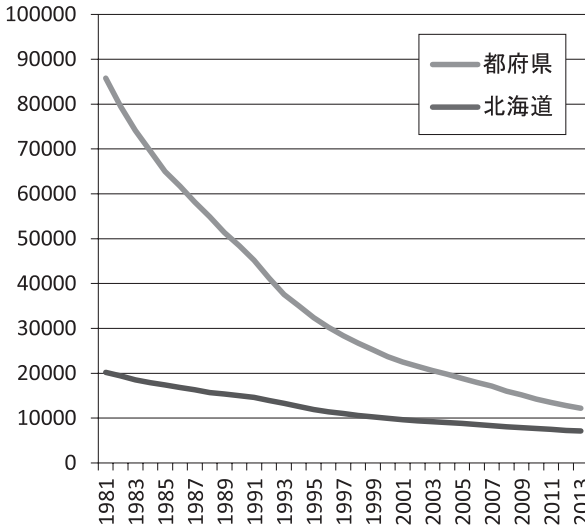
一、担い手と新規就農の状況

北海道の酪農家戸数は都府県に比べれば低いものの、最近でも毎年三%前後の減少となっている(図1)。平成二三年度の酪農家戸数は七五〇〇戸だが、生乳出荷戸数は道の調べによると六九七一戸となっている。その年に出荷を停止した戸数は二五五戸、一方新規に出荷を開始した戸数は二八戸で、結果として減少戸数は二二七戸(三・三%)であった。つまり、減少戸数の一割程度の新規生乳出荷戸数ということになる。一方、酪農への新規就農者は同年一六八人で、最も多いのは新規学卒者の九三人(五五・四%)で、次いでUターン就農の五四人(三二・一%)である。これらはほとんどが親などが酪農をすで行っている中で、後継者などとして就農したケースと見られる(表1)。

一方、非農家出身などで、後継者としてではなく酪農に新規に就農した人は二一人であった。これが新規に生乳出荷を開始した二八戸(両統計は年次調査だが、生乳出荷戸数は二月と翌一月が対象期間となっており、若干異なる)のうちのほとんどを占めると見られる。この二戸の約半分である一一戸は、北海道農業公社の農場リース事業による新規参入であった。一九九八年以降の五年間に三一人の新規参入者が生まれたが、その五二・四%が農場リース事業によっている。農場リース事業は一九八二年に開始して以来三〇年間に毎年一〇戸程度、合計で二九二戸の酪農における新規参入者を生み出してきた。

北海道農業公社によって行われてきたこの農場リース事業は、離農者から農場を買取り、それを整備して新規就農希望者に五年間リースし、その後売り渡すという、

図1 酪農家戸数の推移



資料：農水省「畜産統計」より作成

第三者への経営移譲を取り持つ事業である。この事業は、農地と施設の取得に関する農地保有合理化事業と農場整備事業および利子助成を組み合わせて実施しており、農場を売り渡す離農者には譲渡所得税の減免措置が、新規就農者には取得時の買い取りへの助成など双方にメリットがある。また、離農によって放棄されてしま

表1 北海道における酪農への新規就農者の推移

年次	1998	99	2000	2001	2002	2003	2004	2005	2006	2007	2008	2009	2010	2011	2012
新規就農者	143	172	170	195	199	206	194	182	182	169	159	174	190	170	128
新規学卒	95	106	108	110	110	111	119	107	98	91	93	95	91	93	51
Uターン	28	42	41	63	68	69	56	61	53	57	49	63	80	54	60
新規参入	20	24	21	22	21	26	19	14	31	21	17	16	19	23	17
うちリース事業	9	12	14	12	13	13	11	11	12	12	10	9	7	11	7
農業全体の新規参入	51	52	64	102	86	80	71	55	69	88	66	67	61	79	91

資料：北海道農政部

可能性が強かった畜舎など酪農関連施設を再生し、酪農生産の継続に資することができるという点においても、画期的な事業と言える。

二、浜中町における新規就農システムとその先進性

浜中町においても、先月号の安藤論文で詳述されているように、公社営農場リース制度を利用した新規参入が成果を上げており、これまでに三六組（九月の調査以降、一戸が就農した）が主にこの事業を利用して酪農家となった。浜中町の場合は、一九八三年から浜中町新規就農者誘致条例によってリース料の半額助成が実施されており、五年間のリース期間合計で一〇〇万円近くの助成を受けられるようになっていた。さらに新規就農者による農場取得後は、五年間にわたって固定資産税が助

成されるといふ手厚い助成が、新規参入者を呼び込んで

いる。ただし、新規参入はこうした助成のみではなく、新規参入を希望してから実際に酪農家になるまでの道筋の整備と支援が重要なポイントとなる。つまり、農業階梯の整備である。新規就農には、新規参入者の受け皿、つまり地域の受入体制と、新規参入者の経営力、技術力、資金力が不可欠である。このすべてが揃わなければ、新規参入は難しい。特に酪農専業でやっていくには、膨大な資金と専門的な知識が必要であり、これをどのように取得していくかが、受皿の確保と同時に大きな障害になっている。リース牧場による新規就農の条件でも、①意欲と経営能力、②家畜飼養経験二年以上、③おおむね四〇歳未満、④夫婦、⑤営農資金の確保などとしており、リース牧場に行きつくまでの道のりは平坦ではない。浜中町は、この問題を一九九一年に農協が設立した就農者研修牧場の設立によって、解決してきた。研修牧場についてもすでに安藤論文で説明されているので繰り返さないが、全くの酪農未経験者でも、研修牧場での三年間の研修、それも従業員として給与を受け取りながらの一種のOJTによって、技術力を蓄積できるメリットは大きい。浜中町では、新規参入へのルートとして、①研修牧場、②農家実習、③酪農ヘルパーを組み合わせることによ

て、農業階梯の整備を行ってきた。この三つは、それぞれに新規参入者を育成する点でメリットとデメリットを持っていて。研修牧場は、その名の通り「研修」を目的とした牧場であるので、採算性のある程度外視して人材育成に集中できる。しかし、そのことゆえに実際の農家での経営とは異なる面も持ち、新規就農後の経営のカジ取りのためには、やはり実際の農家や法人経営で従事することが良い経験になるだろう。

浜中町の酪農ヘルパー組合は、一九八八年に設立され、その後二〇〇〇年に傷病時互助会を設立し、二〇〇五年には有限会社化された。現在の組合員は一六七戸、専任ヘルパーは一三名、補助ヘルパー五名の体制で対応している。このヘルパー経験者から六名（うち二名は町外）の新規就農者を生み出している。

酪農ヘルパーは、多くの酪農家の搾乳を行うことを通して、様々な飼養方式や経営があることを知るメリットがある。何よりも、多くの酪農家と知り合うことができ、地域に溶け込むことができるという面でこの職業に勝るものはないだろう。しかし、酪農ヘルパーの仕事は、搾乳とその周辺の作業に限定され、飼料作を経験したり、経営能力を高めたりするには酪農ヘルパーだけでは不十分である。浜中町では、こうしたメリット、デメリットを踏まえ、研修牧場を核に酪農ヘルパーや農家実習など

と連携の下、農協、町が一体となって新規参入者の育成と受入を行っている。

三、浜中町の新規参入者の事例

以下に、今回の調査で訪問させていただいた新規参入者の事例をご紹介します。

(一) W牧場

Wさん(三七歳)ご夫妻は弘前大学畜産学科の同窓生で、Wさんは石川県の非農家出身、奥さん(三三歳)は北海道士別の稲作農家出身である。Wさんは大学卒業後石川県内でプログラマーとして四年間働いた後、父親の経営する保険代理店で二年間務めた。名古屋で開催された北海道農業公社の農業人フェアに参加した。二〇〇七年二月に浜中町に初めて訪問し就農を相談した。その時は別海町や他町村での就農も含め熟考を促されたが、同年七月に浜中町で就農に向けた研修を行いたい旨の申し出があり、JA浜中町として受入を決定し、九月には(有)浜中町就農者研修牧場にて夫婦で研修を開始された。

二〇一一年一月に公社営農場リース事業により現在地に新規就農を果たした。農地面積は約七〇ha、うち放牧地は一五haで、乳牛五八頭のうち四八頭はリース事業で導入したが、残り一〇頭は一八〇〇万円の無利子融資

を受け、導入した。現在の出荷乳量は約三六〇トンである。

(二) M牧場

Mさん(三二歳)さんは名古屋市の非農家出身、奥さん(三二歳)は、浜中町の酪農家の出身で、奥さんのお兄さんが経営していた農場をリース事業を活用して就農した。Mさんは工業高校卒だが、動物好きのため求人雑誌で見つけた根室の酪農家の実習生として一年間過ごした後、二〇〇二年五月からJA浜中町の専任ヘルパーとして勤務した。二〇〇八年三月にヘルパー組合を退職し、同組合で補助ヘルパーをしながら就農準備を行い、同年一月に公社営農場リース事業によって現在地に新規就農を果たした。

農地面積は約六〇haで、うち八haを放牧に当てている。放牧は大牧区で行っている。牛舎はスタンション方式で、収容頭数は七二頭だが、現在経産牛六一頭と未經産牛四〇頭を飼育している。出荷乳量の目標は当面五〇〇トンという。

現在のリース料は六五〇万円だが、半額が補助された。二〇一三年四月にリース期間が終了し、買取をした。買い取り額六三〇〇万円のうち土地代は三〇〇〇万円程か。リース事業での乳牛の導入は四〇頭が上限だったの

で、五頭は自己資金で購入した。他に無利子の就農資金一〇〇〇万円を借り入れてトラクター（一〇〇馬力）とテッダーを購入した。買取時の借入金総額は八〇〇〇万円、五年据え置きの一〇〇〇二五年返済となっている。住宅の建設は別途自己資金で行った。

四、進化する浜中町の新規就農・担い手育成システム

浜中町の新規就農システムは、日本で最初に設立された農協による研修牧場が象徴されるように先進的なものだが、さらにそうしたシステムが進化し続けている点に注目したい。研修牧場は、二〇〇四年に町からの資金を入れて有限会社浜中町就農者研修牧場として、再発足している。そのことにより、離農希望農場の買い取りによる研修牧場の分場方式を開始した。この経緯は本場が積雪により倒壊してしまい、急きょ既存の農場を借り受けて研修牧場を継続する必要性に迫られたということがあるが、ピンチをチャンスに変えたと言える。研修牧場が買い取り、整備して、そこを研修牧場として活用し、研修生にその分場経営を任せることで就農後の経営の予行運転となり、経営能力を養うことができるようになった。研修牧場の搾乳方式はパーラー方式だが、実際にはパイプライン方式も多く、そうしたことも慣れる機会ともなった。この分場方式は、分場の経営に当たっている研

修生が独り立ち可能と判断されたときに、研修生への売渡を行っている。こうした分場方式によって、公社営リース事業の予算による年間リース件数の枠（浜中町の場合は、年間一〜二戸）という制約を超えて、新規就農者を生み出すことが可能となった。これまでに、三組がこの方式によって新規参入を果たしている。

リース牧場方式は素晴らしい方式だが、いくつかの問題点も指摘されている。その中で一番問題とされるのが、乳牛が継続して飼養されず、新規に就農してから搾乳開始までに一年近くかかるため、リース初年度は持ち出しとなってしまふ点である。ただでさえ乏しい営農資金を生活費に使わざるを得ないという問題や、せっかく前経営者が育種改良した乳牛が散逸してしまう点も問題となる。つまり、離農後の農場を公社が整備してから新規就農希望者に貸し渡す方式なので、乳牛はいったんすべて処分されてしまうため起こる問題である。初年度はほぼ初妊牛が導入されるので、就農した秋ごろから分娩が集中して、作業が大変であったという話も、よくリース牧場で就農した酪農家から聞かされることである。分場方式は必ずしも乳牛の継承を伴うものではないが、経営の継承という点でも優れた方式である。

この資産の継承問題は、筆者も加わった「日本型畜産経営継承システム検討委員会」の中でも離農者の住宅問

題とともに問題とされ、検討された課題であった(注)。この点を解決するために、「居ぬき継承方式」も提唱された。つまり、離農予定者が完全に離農する前に、一年程度の期間は就農希望者が就農予定農場に従業員や研修生として働くことで、ソフトウェアングを行おうというものである。この方式は、研修中に経営者との意見や性格の不一致で継承がうまくいかなくなる、あるいはいったん経営を中止して設備の整備をした方が長期的にはメリットが大きいなどの意見もあるが、北海道農業公社では農業経営継承事業(日本版ファームオン)として、この方式も可能とする事業を二〇〇八年から開始され、すでに全道で一戸が経営継承を果たしている。

浜中町ではさらに新たな新規就農システムとして、(株)酪農王国が二〇〇九年に設立された。この牧場は農協のみではなく、地域の酪農関連企業である土建業者など一〇社が出資して法人経営を設立したもので、新たな担い手対策と呼べるものだろう。しかし、この牧場の意義は関連企業出資の牧場というを超えて、関連企業からの出向者が牧場の作業を担うことによって、関連企業の従業員が将来の就農をバックアップするという一種の研修牧場の意味合いも持つことにある。実際に、すでに酪農王国の元従業員である関連企業からの出向者が、所属する会社の社長が出資した大規模法人経営のマ

ネジャーとして運営に当たっている。この業者は、公共事業が減少し土木建設業者が経営的に厳しい状況に置かれる中で、牧場経営も行いたいということで、三年前に農業生産法人資格を取得し、昨年四月から経営を中止した大規模牧場を引き継いで運営を開始した。

さらに浜中町のある集落では地域全体で法人経営を設立し、飼料の共同生産やロボット搾乳機を導入して、二〇〇頭規模の牧場設立に向け準備中であるという。これは、後継者などがいない経営者が自分の経営は第三者に継承して、自身はその法人経営で働けるまで従事しようという目的で設立するという。このシステムは、高齢化社会の中で、ある意味画期的な仕組みと考えられ、その成功を願わずにはいられない。

浜中町の新規就農システムは、以上のように進化を続けている。TPPなど困難な状況の中で、酪農生産のみが地域を支える産業であることを踏まえた背水の陣ともとれるが、酪農に関係するすべての者が、地域の酪農生産を支えていこうという意気込みと不転の決意が見て取れる。

注)「日本型畜産経営継承システム検討委員会報告書—日本型畜産経営継承システム検討委員会平成一一年八月 www.library.maff.go.jp/GAZO/20020213/20020213_19.pdf

(補)

梶井 功

浜中町では、昭和五八年から毎年一〜二件、出身地も北海道に限らず全国から、現在までに三五組（H二五・五現在）が就農され、頑張っています。”この戸数は、町内の酪農家の一八%ほどにもなりません”という（浜中町農協「JA浜中町のご案内」）。

この新規就農者の確保には、先月号で安藤稿が今月号で小林稿が詳述しているように、町、農協、農業改良センター等の支援も大きく寄与しているが、北海道農業公社の行なっている農場リース事業——農業公社が離農家の農地・農業施設を”取得・整備・改修し、新規就農者に一定期間（五年以内）貸し付けた後、就農者が買い取る事業（前掲資料）”の寄与が大きい。その農場リース事業の始まった経緯について、当時の道公社専務理事松山恒雄氏の回想を紹介しておこう。

農場リース制度が保有合理化事業の一環として提案されたのは、一九八一年の「農地保有合理化促進事業一〇年の回顧と展望」の座談会の席上であった。そこでの松山専務の発言。

”……いま、後継者がいないで土地を手放そうという人も、北海道の場合かなりあるわけです。特に酪農家は乳価が四年も据え置きで負債が多くなって

います。そこで、合理化法人はただ単に農地だけ買えばいいのかという問題が出ております。……最近では施設に非常に投資されているわけです。ですから農地と施設で今後活用できるものは一括購入し、その荒廃を防ぎながら有効利用しなければいかぬ。そのためには、従来は農家の二、三男坊以外に売ってはいかぬという農地も、これを農外の者でも真剣にやる者にも農業させる、流動させるような施策もあっていいと考えておるわけです。……農業をやりたい人にも売り渡すことになれば、やはり大きな施設投資が必要ですから、ここでリース牧場やっではどうか。一括して買ったものを、この人が農業経営に耐え得る人かどうか五年くらい貸しておいて、この人ならいけるぞといったときに、公社はその人に売り渡す。……離農者の後を畜舎は要らぬ、サイロは要らぬ、土地だけ買うよでは、農家だって売る人いなくなってしまう。だから施設も一括して……買います。そして補修しなければならぬものは、いまの公社牧場の施設で補修する道も開いていく。あるいはその近隣を売る人がいれば、交換分合とかをやっ、その地域で五〇haなら五〇haにして、二、三男坊であろうが、農外の熱意ある人であろうが、そこでリースとして貸して経営能力を確かめてみる。だ

れが見てもこれならやっているといたときに、三年なり五年後に一括売り渡してやる。(全国農地保有合理化協会「農地保有合理化促進事業一〇年の歩み」六九ページ)

その時の農地保有合理化協会の会長は農林漁業金融公庫総裁でもあった元農水次官中野和仁氏だったが、中野氏が松山氏の提案に動いた。

それから一〇年後、同じく座談会「農地保有合理化促進事業二〇年の回顧と展望」での松山専務の発言。

「リース農場のお話は、たしか一〇年誌の座談会でも私はリース農場をやりたいんだということをお話し申し上げましたが、当時、合理化事業はそういうことを想定していなかったわけでありませう。…当時の全国協会の…中野会長はその当時、農林漁業金融公庫の総裁もやっていたらっしゃったわけですが、従来公庫資金というのは新品、新しいものにしかならなかったわけですが、畜舎であるとか施設・機械というものは既に中古になっているわけで、今まで公庫資金は、中古のものを買い取って売り渡すということには融資してくれなかった。それを「低コスト農業につながるので、総裁ひとつご検討をお

願いできないか」というお話を申し上げたら、中野総裁は「よし、よかった。低コストに寄与するならば、その道をひとつ開こうじゃないか」ということで、ご英断していただいたわけですが。このご英断がもし、なかったとすれば私どものリース農場制度というのは成立しなかったと思います。

今年でちょうど八〇戸目の入植があったわけでございます。この制度が始まった年からの北海道の新規入植者は一八九戸ありますが、そのうちの八〇戸が私どものリース事業で就農させたということですから、四二%になります。非常に高い率で貢献することができたということが言い得ると思うのです。

中古農場ですから、土地代は当たり前の値段ですが、畜舎とか機械こういったものは中古品ですから半値以下になるわけです。対象にしたのはほとんど酪農家ですが、今、酪農家一戸五〇ha平均のものを新しく創設するとすれば、どんなに考えても一億円以下では済まないわけです。それを大体五千〜六千万円で売り渡すことができた。これを公庫資金でつなぐことができたので大きな成果を上げさせていたわけでありませう。…公社のリース制度の場合には現実は売るまでの間は貸すわけで小作人と同じですから農業経験者ということで、牛の乳を出すか

ら実績がある、実績があるから農業金融の道が開く。その実績があるから、今度、買うということでもその農地の権利移転も認めてくれる、公庫資金も貸してくれる。このような形になって、このリース制度が今日まで発展してきました。”(全国農地保有合理化協会「農地保有合理化促進事業二〇年の歩み」五二～五四ページ)

昨年の暮、農地中間管理事業の推進に関する法律が、国会修正を受けて成立した。年頭所感でふれたように異例の附帯決議つきで、である。この法律で、都道府県知事は、農用地の利用の効率化及び高度化の促進を図るための事業を行うことを目的とする一般社団法人又は一般財団法人……であって、農地中間管理事業に関し、次に掲げる基準に適合すると認められるものを、その申請により、都道府県に一を限って、農地中間管理機構として指定することができる”(第四条)となっているが、従来から「農業経営の規模拡大、農地の集団化その他農地保有の合理化を促進するため”(農業経営基盤強化促進法第四条二項)の事業を行っている農地保有合理化法人としての都道府県農業公社がその指定を受けることになるとしていいだろう。その指定を受けたことで、公社事業がどのように変わっていくのか、まだ

定かではない。が、農外企業の新規参入を優先すべきという意見が、規制改革会議や産業競争力会議の委員等からは立法過程ではあったことも、今後の公社事業に影響しよう。新規参入者の営農定着に道農業公社等が苦勞してきた経験は、中間管理機構が農外企業の新規参入を検討するときなどには生かされるべきだろう。

緊急報告

TPPシンガポール閣僚会議の顛末

TPP阻止国民会議事務局長
前衆議院議員

首藤 信彦

1、シンガポールにいたる道筋の挫折

三年を費やしたTPP協定交渉であるが、日本が参加してまだ半年もたたぬうちに、幸か不幸か日本の参加がTPP早期締結の重荷になりつつある。そもそもアジア太平洋地域における小国連携という形でスタートしたTPPが、アメリカ中心のTPP構想に大変身し、いまや日本が参加したことによってその性格は再び大きく変化しようとしている。

会議を主導するアメリカ側からは年内のTPP合意形成が何度も促され、一二月のシンガポールでの閣僚会議では、最低でも大枠合意、最悪でも大筋合意が共同声明として発せられるはずであったが、あにはからんや、市場アクセス章（関税問題）、知的財産権章（特許や著作権等）そして競争政策（国営企業問題）において、激しい

対立を残したまま、クリスマス休暇に入ってしまった。

しかし、それはすでに日本以外の交渉参加国の多くに「想定内」のことであったかも知れない。日本からは一〇〇名前後のマスコミ関係者がシンガポールに詰め掛けたが、ラテンアメリカ諸国など、まったく記者が来ないような国もあったと聞く。TPP会議おなじみのマレーシア議員やFTA反対の政治家・活動家などもWTOバリエーションのあと、シンガポールを素通りして帰国した。

銃規制、テロ対策、シリア介入、医療保険改革と内外政策で何も成果を挙げることができなかったオバマ政権にとって、経済に焦点をずらし、二〇一四年秋のアメリカ中間選挙で示す唯一の成果として、「アメリカに雇用と高額報酬をもたらす新次元の貿易協定」締結を高らかに宣言することが至上命題になりつつある。シンガポールの閣僚会議では、その予告編を出すつもりであった。

ここまで来て、いまだにアメリカと参加国とのギャップが埋まらないどころか、一部の分野ではますます意見が乖離しはじめた背景には、アジア諸国のアメリカへの不信感がある。オバマ大統領は難航するTPP交渉を、その個人的魅力で政治決着をつけるべく、一〇月にはインドネシアのバリ島で開催されたAPECに乗り込んでくる予定であったが、それが、財政の壁や政府のシャットダウンという異常事態によってドタキャンされた。それはTPP交渉を停滞させたのみならず、オバマ大統領の訪問を政権浮揚の機会にしようとする準備していたマレーシア政府などの不興も買った。さらに元CIA職員スノーデンの暴露によってアメリカがアジアの同盟国の通話や通信の盗聴までしていたことが露呈し、アメリカの主張に安易に妥協しては、国内政治がもたない状況がマレーシアなどでは出現しつつある。

その結果、アメリカ西部のソルトレイクで開催された主席交渉官会合でも事務的レベルでの意見集約や調整も、予定されたようには進まなかった。この会議でもアメリカはアジアの発展途上国などに圧力をかけ続けたが、それでも十分な合意は得られなかった。

このように、いかなれば累積する課題が荷崩れを起こしたまま、シンガポール交渉にだれ込んできたのが実態であり、短期での合意形成はそもそも物理的に困難で

あった。さらに直前にやはりバリ島で開催されたWTOにTPP交渉参加国の閣僚も参加していたため、複数の官僚がシンガポールに遅れて到着し、連日の分科会での協議スケジュールも直前にならないと決まらないありさまであった。

2、アメリカの強圧的な議事運営に対する不満

今回シンガポール交渉で、アメリカは評判悪いグリーンルーム（小部屋）方式をとったといわれる。これは悪名高い（大暴動になった）一九九九年シアトルのWTO交渉で、会議の進捗の遅さに業を煮やした主催側が反対する国の代表を小部屋に招き入れ、圧力をかけて翻意を迫った方式である。この小部屋には当然のことながら、多くの政策スタッフも通訳も入れず、いわばフロマンUSTR代表との一対一の対決になるのだろうが、このようなアメリカのビジネス界では当たり前のトップ同士の決定方式も、アジア諸国の閣僚にとっては、たとえ英語が堪能で国際法務に通じているとしても、密室で、大臣個人の裁量で大幅な妥協を了承することは難しかったろう。果たして、甘利担当大臣の手術という突発事態の中で急遽、シンガポール会議の責任閣僚として参加した西村副大臣にどれほどの裁量の余地があったのだろうか？ 本来、国際協定などは、主唱する国が犠牲を払って妥

協の道をさぐるものであるが、アメリカ原案（テンプレート）を一切変えずに、ただひたすら交渉参加国の譲歩をせまるアメリカの強権姿勢に参加国でも拒否反応がでてきている。

3、各国が心配しはじめたアメリカ議会の動向とTPA（貿易促進権限法）の成否

アメリカを除く各国は、政府が貿易交渉を決定する権限を持っている。特に旧英連邦諸国はイギリスの制度の影響を受けて、政府は国会の承認を求めめる必要すらない。しかし、アメリカではTPAが無ければ、オバマ大統領はたとえ参加国との共通協定案をまとめたとしても、その後は議会との長期の困難な交渉さらに参加国との再交渉を余儀なくされる。

この問題はTPP交渉がスタートした時から危惧されていたのだが、ここにいたり、アメリカ政府が本日に議会からTPA権限を獲得できるかどうか、各国から不審の声が上がり始めた。すでに日本でも減反政策見直しとか、軽自動車増税のようなTPP加盟を前提とした先行制度改革が進みつつあるが、TPPが成立しなければ、今度はそうした先行措置が国家のダメージとなる。

今回、アメリカはTPA取得の見通しを述べた。それによると、議会で賛否両論あるTPPだけでなく、議会

の賛成度の高いEUとのTTIP（環大西洋貿易投資連携）とをパッケージ化して、来年早々にアメリカ議会に承認をもとめるということらしい。

4、日本の参加が諸刃の剣

シンガポールで参加国のNGOと話して気づいたのは、TPP合意形成のスピードが鈍り、幾つかの分野でアメリカとの意見対立が先鋭化してきたのには、日本の参加が関係しているのではないかと、ということである。

日本が参加することにより、アメリカ議会はこれまで日本に要求して受け入れられなかった不満点を解消したり、米国市場での日本の勢力拡大を抑えようと、強硬な意見を主張しはじめ、それがUSSTRの足を引っ張っているのではないかというのが彼らの意見であった。確かに、市場アクセスのTPP協議と平行して、日米間で農産品自由化などをめぐって激しい鏖戦り合いが行われ、限られた他分野での交渉時間を消耗しているし、アメリカ議会の対日要求が強硬であることが、TPP協議においてUSSTRの妥協を阻害しているふしがある。

このような状況下で、甘利担当大臣の不参加は決定的な影響をもたらした。西村副大臣がこれまでもTPP交渉を事実上仕切っていたのなら別だが、深刻な影響を国内にもたらすかもしれないアメリカ提案への妥協を、臨

時代代理が決定できるはずがないのである。日本政府がシンガポールで開催したステイクホルダー会合でも、業界から「代理の副大臣が決定できるのか？」との質問がとんだが、政府交渉官からは「副大臣も電話で東京と連絡をとっている」と答えるのがやっとだった。

おそらく、日本側も農産品の聖域五品目五八六のタリフラインをすべて守りきるつもりではなく、アメリカ側の譲歩にあわせて一部あるいは過半を妥協することを検討していた可能性がある。しかし、アメリカが妥協しない一方で、日本側が九五%の開放率などと日経新聞が報じた時点から、一〇〇%の自由化を主張する参加各国から「それでも低い」と批判され、小出しの譲歩案提示はできなかつたのではないかと想像される。

5、今後の展開

これまでもオーストラリアやニュージーランドといった旧英連邦諸国はそれぞれ国内法、国内制度が整備されており、アメリカの制度改変要求に対立していたが、協定交渉の終盤に来て、マレーシア、ベトナムなどが国営企業、地域政策など国の根幹ともいべき部分で主張を先鋭化させてきている。

最低最悪大筋合意と宣伝された会議が、シンガポールで成立しなかつたことは各国で驚きをもって受け止めら

れたが、現場にきてみると、そもそも年末に、多数の参加国が短期に合意するという構想自体に無理があったといわざるをえない。やはり、外交・内政に成果のないオバマ政権が来年秋の中間選挙にあわせて、何が何でもTPP合意の成果を作り上げようと、無理に無理を重ねた結果だったのだろう。

TPP交渉は二〇一四年初頭から交渉官会合を活性化させ、二月には閣僚会合が持たれるが、一部にはロンドンなどヨーロッパでの会合のうわさもある。前述のごとく、難航するTPP交渉をTTIP（環大西洋貿易投資連携）に結び付けようとする意図があるのかもしれない。会合では特に対立三分野すなわち市場アクセス、知財、国営企業を中心に妥協点が探られるだろうが、この分野は各国にとって「国のかたち」そのものに影響を与える。いかに主席交渉官や閣僚に大きな裁量権が付与されていても、各国の政権の運命にもかかわることであり、容易ではない。

その間にも、アメリカでは財政の壁が立ちふさがり、さすがに昨年のように政府の「シャットダウン」はないだろうが、議会との緊張は常に高かまる。そう考えると、USTR代表や議会のTPP推進議員などが主張するほどには、アメリカ議会がオバマ大統領にTPAを付与することは容易ではない。

上院のボーカス財政委員長（民主党・モンタナ）と下院のカンプ歳入委員長（共和党・ミシガン）は一月に貿易促進権限法（TPA）を新たにオバマ大統領に付与する法案を提出し、早期に成立させることを二月に合意・公表した。現在のねじれ状態が続いているアメリカ議会で、上下院そして民主党・共和党の大物議員が協力を約するのは非常に珍しい。オバマ大統領を支える民主党と本来自由貿易推進の共和党との主張とが一致したと考えるむきもあるが、おそらく選挙区事情や支援団体の思惑も交えた複雑な利害関係の結果であろう。

法案は上院では成立する可能性があるが、下院（定数四三五）は一月に一五一名もの民主党議員がTPA交渉の透明性・議会議論欠如などを理由にTPAに否定的な声明を出したことから明らかなように、労働組合や環境保護団体などの支援を受けた民主党議員などから反対が強く、一方で、本来は自由貿易推進の共和党側でも、TPPやグロバライゼーションなどがアメリカ建国の理念を害すると批判するティーパーティなどの保守派から法案反対に回る議員も多数でくると想像されるので、その成立は容易ではない。さらに、TPPが一部のグローバル大企業の利益追求のためにだけある、という批判は党派を超えて広がりを見せている。

TPPを推進するUSTRにとって、そうした局面を

打開するチャンスが四月のオバマ大統領のアジア訪問である。これが停滞するTPP協定のマジックカードとなるかもしれない。オバマ政権も、中間選挙をにらんだ最後のチャンスと考えているだろう。状況によってはTPPから脱退しかねないマレーシアなど個別の国を訪問して説得、そして日本との農業分野での大胆な合意など、オバマ大統領個人の政治力量が試される。逆に言えば、この時期に参加国全体での基本合意が成立しないと、自国の選挙の時期を迎えて、アメリカにもTPP交渉の早期妥結を進めることは困難になると予想される。TPP交渉は最大のヤマ場をむかえつつある。

問題は日本の政治状況である。一二月二六日の安倍総理の靖国神社参拝は中韓・アジア諸国のみならず、アメリカ政府からも厳しい批判と対応を生み出した。この行為が防衛・経済面で日米間に与えた悪影響はきわめて深刻である。このような状況下で、来日したオバマ大統領から関税一〇〇%自由化を含め、各分野で厳しい譲歩要求が突きつけられたとき、果たして日本政府にそれを拒否し交渉で押し返すだけの外交力があるのだろうか？

二月のTPP閣僚会合、そして四月のオバマ大統領来日は、日本の長期的な国益と国民益を守るにあたって、まさに正念場になる。国民的に関心と活動を喚起して対応していかなければならないと思う。

ベトナムの食料・農業

佐賀大学農学部 辻 一成

1、はじめに

ベトナムは、現在、最終合意に向けて大詰め調整段階にある環太平洋連携協定（TPP）の交渉参加国のひとつである。二〇二〇年の「工業国」化をめざしているベトナムがTPPへの参加に当初から積極的であった背景には、とりわけ二〇〇〇年以降になって国際経済との関係を深化させてきたなかで、海外諸国との協調を保ちつつ持続的な経済成長を図っていく必要に迫られていることがある。しかし、そこでは同時に、農業のいっそうの競争力強化と国家の食糧安全保障の実現に向けて解決すべき多くの課題があることも浮き彫りになっている。

以下、小稿では、その点を意識しつつ、ドイモイ以後におけるベトナムの農業発展の過程を改めてふりかえる。その上で、コメに焦点をあてて、近年の食糧生産と稲作農業の担い手の新たな動向について触れたい。

2、ドイモイ以降の農業発展

(1) 一九九〇年代まで

一九七五年の国家統一後、中央集権的な計画経済体制と農業集団化の下で、農業生産の停滞に陥ったベトナムは、一九八〇年代に入り、深刻な食糧不足と国民生活の物質的困窮を招いた。一九八六年のドイモイ路線への転進は、農業生産と流通の市場経済化に向けた改革を通じて、喫緊の課題であった食糧の安定確保をめざしたものであったといえる。それ以降、ベトナムは農業生産性を短期間で飛躍的に向上させ、当面の食糧危機を脱することに成功し、一九八九年にはコメの輸出が開始されるまでに稲作生産は劇的な変貌を遂げた。

一九九〇年代になると、党・政府は「農業・農村の工業化・近代化」という、農村の経済・社会発展の新たな国家方針を示すことになる。そこで強調されたことは、コメ以外の商品作物の栽培、畜産や林業・水産業の振

興、農村部での工業・手工業、サービス業の分野の経済活動の発展であった。しかし、そのなかでもコメ生産は増加を続け、二〇〇〇年の増産目標とされた年間三〇〇〇万トンに対して、実際の生産量は三二五〇万トンに上った。同時に、輸出も増加を続け、一九九七年にベトナムは世界第二位のコメ輸出国へと躍進した。

(2) 二〇〇〇年以降

二〇〇〇年前後を境としてベトナムは、米国や近隣アジア諸国との関係改善を図り、急速に経済の国際化に向かう。

同時期、農業にもっとも影響を及ぼした政策は、二〇〇一年までのコメ生産量を三三〇〇万トン、うち国内消費分を二五〇〇万トン確保するとした二〇〇〇年六月の政府決議第九号であった。ただし、前述のとおり、同決議公布の二〇〇〇年のコメ生産量は三二五〇万トンとなり、うち二九〇〇万トンが国内消費されていた事実を踏まえると、それには今後コメの増産奨励をしないという政府の意図が示されていたといえる。

これ以降、ベトナム農業は、コメ以外の農畜産物や輸向け工芸作物の生産拡大へと大きく転じた。二〇〇〇年から二〇一〇年まで農業総生産額が年平均四・三％の成長を遂げたなかで、畜産、野菜、果実、工芸作物などの部門が特に高い伸びを示した一方で、コメの生産額の

伸びは二〇〇四年から二〇〇七年まで停滞し、同一〇年間の年平均増加率も二・七％にとどまった。

3、二〇〇八年以降におけるコメ増産への帰帰

しかし、そうした脱コメ偏重の動きも、二〇〇八年の世界的な穀物価格の高騰をきっかけに一変することになった。それまで過去四年間、三六〇〇万トン程度を維持したコメ生産量は、二〇〇八年以降、再び増産に向かっている。その背景には、上記の世界的な穀物価格高騰が、ベトナム国内にも影響を及ぼし、米価高騰によるインフレだけでなく、コメ騒動の発生など、著しい社会不安をひき起こす事態を招いたことがある。

二〇〇八年八月の党第一〇期中央委員会第七回総会で議決された「農業・農民・農村に関する決議」では、依然として「農業・農村の工業化・近代化」を謳いつつも、二〇〇〇年政府決議第九号に示された各産品の生産拡大や輸出増という記述は削除された。要するに、同決議は、それまでの高付加価値産品・輸出品重視から食糧安全保障重視への大幅な政策転換を意味していた。

そのなかで、稲作用地の確保は、ベトナム指導層の重大な関心事となった。二〇〇九年に農業農村開発省が策定した「国家食糧安全保障計画」は、二〇二〇年までに人口が一億人を超えるという予測の下、今後の農地転用

は六〇万ヘクタールに抑え、三五〇万ヘクタールの稲作用地を維持し、年間三九〇〇〇〜四〇〇〇〇万トンのコメ生産量を確保することを目標とした。二〇〇〇〜二〇〇八年までの八年間で稲作用地が三七万ヘクタールも減少したこと、しかもそれが工業用地やリゾート開発など優良稲作用地の大規模で無秩序な転用を伴って進んでいたことなどがその背景にあったと思われる。

その後、二〇一一年一月の第一三回国会は「二〇二〇年までの土地利用基本計画及び国家五か年（二〇一一―二〇一五）土地利用計画」とする法律を制定し、同法にもとづいて、二〇一二年五月に、政府は「稲作用地の管理と利用に関する指令」（第四二号指令）を公布した。

同指令は、全国の稲作用地の管理と利用に関して、関連する政府機関と稲作用地の利用主体である国内外のあらゆる組織、農家、個人を対象とし、二期作以上の水稲作付が可能な稲作用地について、国防や公共目的などのわずかな例外を除き、原則として他用途目的での転用を禁止、稲作用地としての用途に照らして適切に耕作され、土壌の保全と改良が行なわれるよう厳しく監視することとしている。また、二期作が不可能な稲作用地についても、コメ以外の作物栽培や畜産等に利用する場合には、その作目変更に関して地域の農地利用計画を確認した上で、後の水稲作付に影響を及ぼさないこととされ、農業

以外の利用目的での転用は、二期作以上の可能な稲作用地の場合と同様、やはり厳しく制限されている。

このほか、同指令では、稲作用地のあらゆる利用主体の責任について、休耕、土壌の汚染や劣化を生じさせることなく、稲作の生産効率を引き上げ、土壌肥沃度の改善と環境保全に努めることとし、不可抗力の自然災害以外の理由のために二期作以上の可能な農地を一年以上（それ以外の稲作用地では二年以上）にわたって耕作放棄することを厳禁している。

また、同指令は、国家レベルから地方レベルに至るすべての行政機関の責任について、稲作用地の新規開発や土地改良を奨励し、これを財政的に支援する諸施策を講ずることとしている。特に国家に対しては、地方行政の諸施策を支援するため各地域の稲作用地面積にもとづいて財政支援の優先配分を行うこと、二〇一二年から二〇一五年までの計画期間内においては二期作以上の可能な稲作用地について一ヘクタール当たり年間五〇万ドン（それ以外の稲作用地については一〇万ドン）の特別財政措置を施すこととしている。さらに、稲作用地の利用主体である組織や農家に対しても、国家は、上記の地方行政へと同額の直接支援をするほか、自然災害や病害虫被害による減収の一部補てん、二期作以上可能な稲作用地の造成や土地改良にかかる資金の一部補助を実施する

等の施策が盛り込まれている。

このように、特に良質な稲作用地の確保と利用増進に關して国家と地方行政による監視と支援を強め、コメ生産主体の増産意欲を刺激する諸施策の結果、二〇一二年の全国のコメ生産量は四三七〇万トン（前年比一三〇万トン増）にまで上昇した。つまり、二〇〇九年「国家食糧安全保障計画」に示された二〇二〇年までの増産目標を早くも大きく上回ることになり、二〇一一年のコメ輸出量も過去最高の約七〇〇万トンを記録した。

4、稲作農業の担い手をめぐる新たな動き

— trang trai から canh đồng mẫu lớn —

一九九〇年代の「農村・農村の工業化・近代化」以降、政府は、農業の国際競争力強化に向けて効率的な農業経営を育成する必要性に迫られていた。二〇〇〇年の政府決議第三号で公認された、土地法における分配上限面積（稲作の場合は三ヘクタール）を超える個人農業経営である「大規模私営農場（trang trai・チャンチャイ）」は、大型農園の効率を追求し先進技術を駆使して、国際競争下のベトナム農業をけん引する担い手となることを期待されていたものと考えられる。

二〇一〇年には、全国の大規模私営農場の総数は約一四万六千戸となり、二〇〇〇年当初と比較すると二倍以

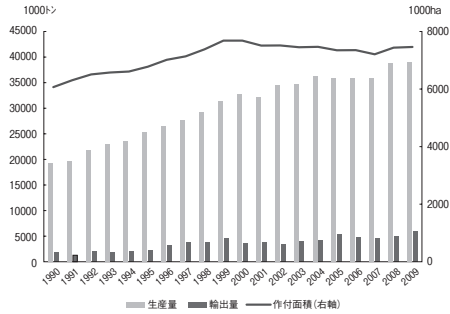
上にまで増加した。このうち稲作の大規模私営農場はおもにメコンデルタ地域に三万五千戸ほど分布し、これらは約一五万ヘクタールの稲作用地を占めていたと推察される。

しかし、二〇一一年四月に、農業農村開発相が、大規模私営農場の認定基準のひとつである販売額を一気に一〇倍以上に引き上げる通達を出したことで、統計上、大規模私営農場数は二万戸にまで減少した。一見、国際競争下の担い手育成に逆行するかのようだが、この通達は、見方を変えると、数は増えたものの当初の期待ほどに質的な成長を遂げられていない大規模私営農場を整理し、農業の担い手のあり方を再考しようとする政府の意図を示したものとみることができるといえる。

その点に關して、今日、コメ生産の新たな主体のひとつとして全国的な注目を集めているのが「大規模稲作モデル」(“canh đồng Mẫu lớn”：カインドンマウロン)とよばれる形態の出現である。これは、二〇一一年にメコンデルタのアンザン省で最初の事例が確認された後、同じくメコンデルタのいくつかの省で同様の事例が報告されている。

このモデルについては未だ当局による明確な規定はなされていない。しかし、それらに共通した特徴は、同一地域に比較的大きな稲作用地を保有し、そもそもコメの

図 ベトナムにおけるコメの生産量、輸出量、作付面積の推移



(出所)“Statistical Data of Vietnam Agriculture, Forestry, and Fishery 1975-2000” GSO (2000) 及び “Statistical Yearbook of Vietnam” GSO (各年版) より筆者が作成。

を受け、それによって品種と栽培方法の統一も行い、量的にも質的にも契約先であるコメ輸出企業の要求にあったコメを生産供給するという点にある。

二〇一一年一〇月にホウザン省で開催された政策検討会議で、農業農村開発省の高官は、この新しいコメ生産主体のモデルに強い関心を示し、そのメリットについて、生産者には生産コスト節減と所得増大、輸出企業には継続的なコメ供給元の安定確保につながり、政府の新たな農業発展計画にも寄与するという評価を与えてい

栽培技術に優れた複数の農家同士が生産グループを組織して農地をまとめ、販売契約を交わした特定のコメ輸出企業から種籾や肥料など生産資材、灌漑など先進的設備、技術指導等の提供

る。また、二〇一三年にはメコンデルタ地域でこのモデルが一〇万ヘクタールの稲作用地に適用されることが必要であり(二〇一一年は農家六四〇〇戸と稲作用地八〇〇〇ヘクタールが同モデルに関係した)、メコンデルタ以外の地域にも応用されるべきであるとしている。

5、おわりに

ベトナムの農業と食糧政策をめぐっては、ドイモイを機に、経済成長と国際経済への統合の過程に依じて二転、三転してきたが、特に近年のコメ増産政策下では輸出市場の拡大が必至となる。ここでは増産政策の本来の目的であった国内の食糧安全保障確保の観点からコメ輸出が過熱しすぎることを防ぎ、国内流通を安定させる政府の対応が重要になる。一方、ベトナム産コメ輸出の拡大にはグローバルGAPの獲得など品質向上とその保証も課題となる。コメ輸出企業主導による大規模稲作モデルの形成を通じたコメ生産主体の再編の動きはその対応の一環とみられることもできる。しかし、同時にそれは、民間のコメ輸出企業による稲作農家の実質的なインテグレーションという側面が強い。この実体となお堅持されている社会主義的イデオロギーとの矛盾に、党・政府がどのような政治的調整を図るのかという点も今後注目される。

編集後記

明けた今年は、国連が定める「国際家族農業年」という。

家族農業が、飢餓の根絶や天然資源の保全等に大きな役割を果たしていることを見直す年として定められた。

きっかけは、〇八年の食糧危機・経済危機の勃発だといわれている。これまで、自由貿易や市場競争によって小規模、非効率な家族経営の淘汰が世界中で進んだが、一方で自由貿易や大規模で効率的な経営こそ世界の人口増に対応する食料供給が可能とする見通しも、もろくも破綻した。世界の飢餓人口の七割が農村地域に住み、そのほとんどが農業を生業としており、こうした多数の小規模農家の状況改善なくして世界の食糧安全保障は実現出来ないことが広く認識されるようになったからだ。

翻ってわが国は、政府・財界、マスコミも含め「規模拡大」「効率的経営」の大合唱である。新年度からは全農地の八割を大規模経営体に収れんさせようという政策も動き出す。それにも必要だが、安倍総理のいう美しい田園風景も、何世代にもわたって多様な自然を守り続けてきたのも家族農業者であることに思いを致してほしい。自給率が低く、潜在的に「飢餓化」する可能性を秘めているわが国にとって、今こそ小規模・家族農業の持続可

能性を探るべき大問題といいたい。

ところで、昨年末に「日本人の伝統的な食文化」としての和食が、ユネスコ（国際連合教育科学文化機関）が指定する「ユネスコ無形文化遺産」への登録が決まった。栄養バランスに優れた健康食であることや、自然や文化と密接に結びついていることなどが認められたもので、食材を生産している農業者にとっても誇らしいことと思う。

日本の食文化は、旬の食材を調理せずその持ち味を楽しむことを基本にしている。また、その食文化は年中行事と密接に関わって育まれてきた。年中行事は初午やお盆など日本の民俗に根ざしたもの、中国の影響を受け日本化した五節句（人日〓一月七日、上巳〓三月三日、端午〓五月五日、七夕〓七月七日、重陽〓九月九日）などがある。それぞれの行事には特別の日まつわる食べ物があり、旬の食材の働きやその季節にふさわしい状態で体に取り入れる工夫がある。

しかし、現実の私たちの食生活は、登録された「和食」との乖離が甚だしい。個食や簡便化が進み、食の乱れが深刻化する一方、珍しさや見栄えに走り、それに乗じた食品・食材偽装も後を絶たない。

文化遺産登録と新春を期に、私たち自身、食のあり方を今一度考えたい。

（太田）